

**地域を支える湿地教育  
(その3)**

ラムサール条約登録湿地関係市町村会議  
**第16回学習・交流事業  
(市区町村長研修会)  
の記録**

2026年3月

ラムサール条約登録湿地関係市町村会議



# 目次

I. プログラム	1
II. 学習・交流会	3
1. 開会挨拶	3
鶴間 秀典 釧路市長	
2. 来賓挨拶	4
矢部 和夫 日本湿地学会 会長	
3. コーディネーター紹介	4
佐々木 美貴 日本国際湿地保全連合 事務主任	
4. 趣旨説明	5
コーディネーター：田開 寛太郎 都留文科大学教養学部地域社会学科 准教授	
5. 環境省からの情報提供	7
「ラムサール条約第15回締約国会議の結果報告と今後の展望について」	
川越 久史 環境省自然環境局野生生物課長	
6. 基調提案	11
「『水といのちと人々の営み』地域総合計画に『湿地教育』を組み込む」	
笹川 孝一 法政大学名誉教授 日本湿地学会理事・事務局長	
7. 事例報告	20
1) 釧路市「地域への愛着を育む『ふるさと教育』の充実	
～釧路市の郷土読本・地域学習研究グループの取組み～」	20
鶴間 秀典 釧路市長	
2) 鹿島市「佐賀県鹿島市の湿地教育について」	23
鳥飼 広敬 鹿島市副市長	
3) 片品村「片品村の環境学習と地域連携について」	28
梅澤 志洋 片品村長	
4) 豊岡市「豊岡市の湿地教育における大学・大学生との関わり」	31
門間 雄司 豊岡市長	
5) 小山市「渡良瀬遊水地の賢明な利用と湿地教育の推進」	35
浅野 正富 小山市長	

6) 釧路国際ウェットランドセンター「釧路国際ウェットランドセンターに おける地域レベルの国際協力と環境教育の普及」	39
新庄 久志 釧路国際ウェットランドセンター 技術委員会委員長	
8. 意見交換	42
1) 椎木 伸一 出水市長	43
2) 南 尚敏 浜頓別町長	45
3) 宮本 泰介 習志野市長	46
9. まとめ	48
コーディネーター：田開 寛太郎	
10. 閉会挨拶	51
大川 秀子 栃木市長	

# I. プログラム

第16回 ラムサール条約登録湿地関係市町村会議 学習・交流会（市区町村長研修会）

## 地域を支える湿地教育（その3）

### 1. 趣旨

- 1) フォーマル・エデュケーション（学校教育など）における湿地教育を進める：  
COP14 決議XIV.11

2022年11月開催のラムサール条約第14回締約国会議（COP14）では、「湿地教育」や「ユース」に関連した決議が採択された。

### 2) 3年間のテーマ設定及び成果物

この2つの決議を受けて、2023年から25年の3年間は「湿地教育」をテーマとした。ここでは、学校を典型とするフォーマル・エデュケーションだけでなく、公民館、図書館、博物館、動物園・水族館、水鳥・湿地センター、環境課、観光課などが行うノンフォーマル・エデュケーションや、地域社会、NGO、企業などが行ってきたインフォーマル・エデュケーションと、フォーマル・エデュケーションとの相互協力の取組みを積極的に取り扱うこととする。

ユースについては、「湿地教育」の事例等の中で取り上げることとする。

3年間の取組みの成果を、報告書としてとりまとめる。

### 3) 3年間の計画

1年目である2023年度は、COP14で採択された決議XIV.11の概要を知り、市区町村担当者にもかかわりがある「世界湿地の日」の活動や、協議会・施設等での湿地教育や、学校と連携を取り上げる。また、フォーマルとノンフォーマル、フォーマルとインフォーマルの重なりあいの事例を共有する。

2年目である2024年度は、さらに各地の事例を交流し合い、アンケート調査を実施して中間報告書を作成した。

3年目である2025年度は、アンケート調査等をふまえた英語版ポスターを作成し、ラムサールCOP15（7月ジンバブエ・ビクトリアフォールズ開催）の日本・環境省ブースにて掲示したほか、3年間の成果を概要版と報告書としてまとめる。

### 2. 開催日時

2025年11月6日（木） 14:25～17:50

### 3. 会場

釧路プリンスホテル 3階 北斗（釧路市幸町7丁目1）

### 4. 後援

日本湿地学会

### 5. 内容

- 1) 開会挨拶 14:25～14:28

鶴間秀典さん 釧路市長

- 2) 来賓挨拶 14:28～14:33

矢部和夫さん 日本湿地学会 会長

- 3) コーディネーター紹介 14:33～14:35

佐々木美貴 日本国際湿地保全連合 事務主任

**4) 趣旨説明** 14:35～14:45

コーディネーター 田開寛太郎さん 都留文科大学教養学部地域社会学科 准教授

**5) 環境省からの情報提供** 14:45～15:00

「ラムサール条約第15回締約国会議の結果報告と今後の展望について」(15分)

川越久史さん 環境省自然環境局野生生物課長

**6) 基調提案** 15:00～15:20

『水といのちと人々の営み』地域総合計画に『湿地教育』を組み込む」(20分)

笹川孝一さん 法政大学名誉教授 日本湿地学会理事・事務局長

～(休憩10分)

**7) 事例報告** 15:30～17:00

(1) 釧路市 (15分)

「地域への愛着を育む『ふるさと教育』の充実～郷土読本・地域学習研究グループの取組み～」

鶴間秀典さん 釧路市長

(2) 鹿島市 (15分)

「佐賀県鹿島市の湿地教育について」

鳥飼広敬さん 鹿島市副市長

(3) 片品村 (15分)

「片品村の環境学習と地域連携について」

梅澤志洋さん 片品村長

(4) 豊岡市 (15分)

「豊岡市の湿地教育における大学・大学生との関わり」

門間雄司さん 豊岡市長

(5) 小山市 (15分)

「渡良瀬遊水地の賢明な利用と湿地教育の推進」

浅野正富さん 小山市長

(6) 釧路国際ウェットランドセンター (15分)

「釧路国際ウェットランドセンターにおける地域レベルの国際協力と環境教育の普及」

新庄久志さん 釧路国際ウェットランドセンター 技術委員会委員長

～(休憩10分)

**8) 意見交換** 17:10～17:35 (25分)

(1) 椎木伸一さん 出水市長 (5分)

(2) 南 尚敏さん 浜頓別町長 (5分)

(3) 宮本泰介さん 習志野市長 (5分)

**9) まとめ** 17:35～17:45 (10分)

田開寛太郎さん コーディネーター

**10) 閉会挨拶** 17:45～17:50

大川秀子さん 栃木市長

**11) 閉会** 17:50

## Ⅱ．学習・交流会

進行を務めます、日本国際湿地保全連合の佐々木と申します。どうぞよろしくお願いたします。まず、主催者を代表して会長であります釧路市長の鶴間様より、開会のご挨拶をお願いいたします。

### 1．開会挨拶

#### 釧路市長 鶴間秀典



釧路市長の鶴間でございます。この学習・交流会ですけれども、「地域を支える湿地教育」というテーマで、皆さんからご発表いただきます。また、今日は、日本湿地学会の矢部会長、コーディネーターを務めていただきます都留文科大学の田開准教授、基調講演をいただく法政大学の笹川名誉教授にもいらしていただいております。

皆さんからの発表も含めて、楽しみにしております。皆さん存分にこの学習・交流会、お楽しみいただいて、勉強していただけますことを祈念申し上げます。よろしくお願いいたします。(拍手)

佐々木美貴：ありがとうございました。この学習・交流会からのご来賓の方々のお名前を紹介させていただきます。国土交通省北海道開発局釧路開発建設部長の畑山様は急遽欠席となり、代理として釧路河川事務所長の西藤浩二様ご出席の予定なのですが、少し遅れておられます。また、この会を後援している日本湿地学会会長の矢部和夫様ご出席いただいております。ご来賓を代表して、日本湿地学会会長の矢部様よりご挨拶をお願いいたします。

## 2. 来賓挨拶

日本湿地学会 会長 矢部和夫

初めまして。日本湿地学会の会長の矢部和夫です。本日はラムサール条約登録湿地関係市町村会議の学習・交流会にお招きいただきまして、大変ありがとうございます。

日本湿地学会は、湿地に関する自然科学、人文科学、社会科学の調査研究を基盤に、湿地の保全とワイズユースおよび保全とワイズユースを実現するための環境教育や啓発活動、これを推進することを目的としています。この実現のために、研究者だけでなく行政、NPO、NGO など現場で実践されている多様な立場の方々の連携をもとに、学際的な取り組みを進めております。

例えば、ここ釧路湿原の境界部といいますか、隣接する部分では、太陽光発電と希少動物の保全という課題が交錯しているのは、先ほど市長さんが力強くおっしゃっていた通りです。この問題につきましても、釧路市と環境省、NPO の皆さん、そういった方々の連携によってワイズユースの実践がまさに進められております。大変心強い活動です。こうした取り組みは、まさに多様な主体の協働によってこそ実現され可能になるものです。

ここからなのですが、市町村会議の皆様には団体会員として日頃より学会の趣旨にご賛同いただき、活動を支えていただいております。そのご期待に応えるべく、学会では団体会員向けアドバイス制度を設けまして、必要に応じて、私たちの専門家をご紹介します体制を整えております。是非活用いただければ幸いです。

本日の学習・交流会が皆さんにとって、私たちにとって実り多きものになりますように心より願っております。今後ともどうぞよろしく申し上げます。(拍手)



## 3. コーディネーター紹介

佐々木 美貴

ありがとうございました。続きまして、コーディネーターを紹介いたします。都留文科大学准教授の田開寛太郎さんです。専門は環境教育学で、地域の素材、資源、事例を生かした環境教育を学校や公民館などで実践しておられます。詳細は配布しております、こち

らの資料の方にございますので、ご参照いただければと思います。

ここからの司会進行は田開さんをお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

#### 4. 趣旨説明

コーディネーター 都留文化大学教養学部地域社会学科 准教授  
田開 寛太郎



皆さんこんにちは。都留文科大学の田開と申します。とても緊張しています。ただ、つくづく場数を踏むことは大事だなと思います。と言うのは、2ヶ月前に日本湿地学会の年次大会を北海道七飯町で行い、また、先月は日本環境教育学会の年次大会を、ここ釧路市の北海道教育大学で行いまして、今日で年度内3度目の北海道訪問になりました。多少寒いな、と思うことがありましたけれども、皆様の熱い議論の中で寒さを吹き飛ばしてですね、一緒に大きな気づきを得たいなど、そんな気持ちでやってきました。

改めまして田開寛太郎と申します。所属は、山梨県東部の都留市というところにある公立大学になります。都留というのは諸説名前の由来はあるそうですが、やはり大型鳥類の鶴に関連して、長寿とか長い繁栄といったことを気持ちに込めてつけられたという説もありまして、私、そちらも気に入っております。今回優雅にこちら釧路市を舞うタンチョウ、この釧路市に今朝朝早く起きて鶴丸の日本航空で来て、この場に飛びつけて、本当にうれしく思っているところです。何となく私の名前も鶴が好みそうな名前で、田んぼを開くと書いて「田開」と申します。

今日は短い時間といいましても、休憩を除くと3時間と長丁場になりますが、皆様最後までお付き合いいただきたいと思います。よろしくをお願いいたします。

はじめに、私の方から本日の趣旨と内容、目標についてご説明させていただきたいと思っております。私自身、環境教育学を専門にしております。湿地を始めとする地域資源を通じて、自然と人との共生をどう伝えて、また次世代にどうつなげていくのか、といったことをテーマに研究、そして実践を進めています。写真にありますように、小学校の先生方と協力をしながら、学校に赴き、出前授業を行ったり、また子どもたちとフィールドに出かけて探究学習のお手伝いをさせていただいたりしています。さらに、富士北麓の自然や文化資源をうまく活用した「インタープリテーションガイド」、我々自然案内人というふうに呼びますけれども、学生と共にそういったスキル向上を目指して日々教育研究活動をして

おります。

## 湿地教育の実践から学び合い、湿地教育の機会増進のヒントを得る

本日の第16回学習・交流会、そして市区町村長研修会のテーマは「地域を支える湿地教育その3」ということで、私自身この場が、自治体の皆様がどのように地域の教育、そして人づくりに関わっていただけるのかを考える場だというふうに認識しております。そういったことを前提に、本当に僭越ながら目標を2つ挙げさせていただきました。

まず一つは、各市町村の実践、そして特色ある湿地教育の取組みから学び合い、そしてあらゆる教育現場における湿地教育の機会を増やすためのヒントを得るということです。一昨年度の1年目から、このような目標を掲げて、様々な自治体の皆様の取組みをご紹介していただき、取りまとめてきたところです。本日は市区町村長の研修会ということもありまして、ある種のそれぞれ自治体の取組みの到達点、そのようなことをご発表いただくというようなことも私自身とても楽しみにしております。改めてそれぞれの自治体の取組みから多くの気づきを得られたらいいなと思っております。

## 湿地教育を通じた人づくり、地域づくりの可能性を見出す

そしてもう一つの目標は、湿地教育を通じた人づくり、地域づくりの可能性を見出すということです。本日、市町村会議の総会で「釧路市宣言」が見事に採択されたところがあります。この思いをいかに実質化するかといったことが、まさにこれから求められるとあったところで、皆様との意見交換の中で一緒にどのようにしていったら良いのかということを考えられたらなと思っております。

改めて「湿地教育」と聞くと何だろうという疑問が先にあるわけですがけれども、少し噛み砕いて、湿地を通じた教育、共に学ぶというようなことを少し言い換えてみると、まさにこの場も皆様自身の取組みを紹介し合うといった「ネットワーク」です。今日、いくつかの自治体からご紹介いただく取組みの中には、湿地をめぐる様々な世代、または様々な立場を超えて一緒になって湿地を通じて学ぶという、そんな姿が見えるのではないかと思います。この湿地を通じた教育、共に学ぶということを改めてこの場で皆様と確認することができればと思います。

## 決議XIV.11の実践：学校教育だけでなく社会教育との連携による湿地教育

今回3か年の計画の中で湿地教育を学習・交流会のテーマに掲げてきたわけですがけれども、ここまでの背景についてご説明をさせていただきます。2022年のラムサール条約第14回締約国会議で、新たに湿地教育、そしてユースに関する決議が採択されています。特に決議XIV.11「フォーマル教育における湿地教育の推進」というのが位置付けられて、国際的にも学校教育だけでなく、社会教育も含むいわゆる公教育の重要性というのが強調されてきたところであります。

これを受けまして、この市町村会議では2023年から2025年までの3年間を通して、湿地教育を共通テーマとして、学校教育といったフォーマル教育だけではなく、公民館、図書館、博物館、動物園、水族館、または行政各所、環境課や観光課、関連部署によるノンフォーマル教育の推進、さらには地域社会、NPOやNGO、企業などによるインフォーマ

ル教育との連携にも注目してきたところであります。

では、本日の流れですけれども、前半には、環境省からラムサール条約第 15 回締約国会議の結果報告と今後の展望を報告いただきます。また、これまでに実施した湿地教育の現状に関するアンケート調査を踏まえた提案をいただきます。そして、後半には、休憩を挟みまして、各市町村の皆様から、特色ある湿地教育の実践をご報告いただき、そして最後に全体で意見交換の時間を取らせていただきたいと思います。

それでは、環境省と我々運営側からの基調提案をお願いしたいと思います。初めに環境省からの情報提供として、環境省自然環境局野生生物課長の川越久史さんから、ラムサール条約第 15 回締約国会議の結果報告と、今後の展望について、ご報告をお願いいたします。それでは、川越さんどうぞよろしくお願いいたします。

## 5. 環境省からの情報提供

「ラムサール条約第 15 回締約国会議の結果報告と今後の展望について」

環境省自然環境局野生生物課長 川越久史

皆さん、私も 2 度目で申し訳ありません。私の方から、ラムサール条約第 15 回締約国会議の結果と今後の展望ということでご報告をさせていただきます。

### 世界と日本のラムサール条約湿地

まず、こちらは、ラムサール条約湿地の登録された場所を図にしたものです。見ていただくと、中米ですとか、アフリカの西側、あとはヨーロッパ、そしてインドから日本にかけてのアジアの湿地が登録されていて、今のところ 2,546 か所と、かなりの数が登録されています。また、先ほどから何回か出てきておりますが、日本では今 54 か所が指定されております。アジアでは実は先ほどインドとかがオレンジ色になっていましたが、インドが 94 か所ぐらいと多いのですが、国土面積から考えれば、日本も 54 か所と多くのラムサール条約湿地が登録されていると言えます。



### 『世界湿地概況 2025 年版 (Global Wetland Outlook 2025)』の概要

今年締約国会議が開催されるにあたって、2025 年版の世界湿地概要、Global Wetland Outlook 2025 という報告書が条約事務局から公表されています。今、ウェブサイトでも英語

版がご覧いただけますが、間もなく日本語版も出せると思いますので、またそちらをご覧くださいと思います。

概要の方を大きく3つポイントを書かせていただいておりますが、このレポートの中で言われているのが、湿地面積というのは今、14億2,500万ha以上で、その経済価値を換算すると大体、1,200兆円から5,800兆円というふうに言われているということです。日本の予算規模を考えますと、2025年で大体105兆円超でしたので、湿地の価値が十倍以上あるというようなことになろうと思います。

2つ目のポイントとしては、湿地が急速に劣化しているというふうに言われています。「30 by 30 (サーティバイサーティ)」とあって、2030年までに海、陸の30%を保護していくという世界目標が今あるのですが、そのためには湿地の保全というものが必須です。

そして3つ目として、湿地の保全は復元するよりもコストが低いということです。釧路湿原でも自然再生事業を行っておりますが、そういった再生事業をするより、保全に対するコストをかけた方が長い目では非常に安く済む。つまり保全をしていきましょう。こういった大きな3つのポイントが述べられております。

## ラムサール条約第15回締約国会議（COP15）の概要

こういったレポートが公表された後に、今年、ジンバブエのヴィクトリアフォールズで締約国会議が開催されました。参加者は計1,284名で、172か国から参加があったと聞いています。日本からも環境省・外務省のほか、関係の地方公共団体、あとNGOとオブザーバーの方々に多くご参加をいただきました。合計25の決議が採択されて、主なものは以下に書いてありますが、後ほどご説明をさせていただきます。

また先ほどのご挨拶の中でも少し触れさせていただきましたが、湿地都市認証という制度で、これまで新潟市、出水市が認証を受けておられますが、今回、名古屋市が新たに湿地都市認証を受けられ、その授賞式がございました。

さらに、先ほどご報告がございましたが、猪苗代湖も日本で54番目のラムサール条約湿地として登録されまして、ラムサール事務局長より登録証というものを直接授与いただいたということになります。

## 採択された25の決議名と主要な決議の概要

こちらが、今回議論された決議となります。後で赤字の部分を中心にご報告をさせていただきますと思いますが、計26の決議案が今回出されまして、そのうち一つは提案国が取り下げたため、決議には至りませんでした。計25本の決議が決定されたということになります。

内容としましては、条約の財政や運営体制に係るもの、後ほどお話ししますが、10年の戦略計画に関するもの、さらには登録基準に関するものですか、先ほど冒頭でもお話がございましたが、普及啓発、CEPA（セパ）というふうには呼んだりしてはいますが、そういったものと、非常に多岐にわたる内容が議論されました。

まず今回のポイントとなるラムサール条約戦略計画2025-2035というものについてお話をしたいと思います。ラムサール条約では、十カ年、十年間の戦略計画、ストラテジックプランと言っていますが、そういったものを策定することにしておりまして、今回の締

約国会議はこの第5次戦略計画について検討が行われました。

内容としては下の方にゴールが4つ書いてございますが、まず、「湿地の喪失と劣化への対処と逆転」がゴール1です。ゴール2として「湿地のワイズユースの実現」、ゴール3は「国際的に重要な湿地の効果的な保全・管理」、ゴール4として「条約実施の強化」。この4つがゴール（目標）ということになりました。

また、この目標に付随して数値目標を定めるということも議論されました。各国の事情が異なる中、特に欧米と南米の間でかなり意見の食い違いがございまして、連日連夜、夜遅くまで議論がなされておりました。結局、今回、数値目標については生物多様性条約ですとか気候変動枠組条約、そういったところとも連携して、既存の指標も含めて設定していこうというようなことで、一応整理がなされるという状況になりました。

今少し触れましたが、今回の締約国会議でポイントとなっていましたのは、環境関連の多国間条約や多国間協定、例えば生物多様性条約ですとか気候変動枠組条約、あとはSDGsなどがありますが、そういったものと連携して物事を考えていく。その辺りがかなりどの決議においても強調されていたというふうに考えています。以前、ラムサール条約について、湿地の登録数を増やしていこう、というところがかなり主眼となっておりましたが、今はその数を増やすことはまだ維持する一方で、湿地の質、そこに注目していくというところに、かなりシフトしてきていると考えています。

## 世界水鳥推定パートナーシップの設立と2027年版の水鳥個体数推計の配信

こちらはまた違う決議になりますが、世界水鳥推定パートナーシップの設立と2027年版の水鳥個体数推計の配信というものです。ラムサール条約に関しては、その基準の1つとして、水鳥個体数の1%基準というものがございまして。適合するかどうかを確認するために、個体数推計というものをやる必要があるのですが、実は2012年以来、その個体数推計というのは止まっており、それを再開するということが決定されました。

その水鳥個体数推計については、2027年に出すといったことが決められ、今後作業していくということになります。日本におきましては、例えば環境省の方でいきますと、モニタリングサイト1000やガンカモ類一斉調査を、市民の皆さんのご協力もいただきながらやっておりますが、そういったデータがこういった推計の元データとして活用されていくこととなります。是非、ご参加された皆さんの自治体でも、こういった調査にこれからもご協力をいただくと非常にありがたいと思っております。

## 生物多様性保全に資する地域（OECM）とラムサール条約湿地

次に、「保護地域及び保護地域以外で生物多様性保全に資する地域（OECM）としての湿地の公平なガバナンスと効果的な保全の達成」という、非常に長いタイトルが書いてありますが、要はOECMというものを湿地保全にどう活かしていくか、そういった議論がなされたというものです。

OECMというのはご存知の方、まだちょっと聞いたことがない方がおられるかと思いますが。例えば、国立公園のような保護地域とは別に、民間の方が管理している土地というのが、生物多様性の保全に役立っている。そういった場所をOECMというような形で呼んでいます。環境省では今、自然共生サイトというものの登録を進めていますが、それ

も OECM の一部となります。

ラムサール条約の登録湿地につきましては、我が国では国立公園や鳥獣保護区、そういった法律に基づく保護担保措置を登録の要件とさせていただいております。湿地保全にあたって、今お話ししたような OECM など是非使っていこうじゃないかという、これはイギリスからの提案でございました。一方で、特に南米の方が言っていましたけれども、やはり保護区で守るべきであって、OECM なんかはダメだといったような議論がかなりなされました。結論としましては、湿地の保全にあたっては OECM も活用してぜひやっていこうということで、決議はされたというものになります。したがって、これから国の保護区等はもちろんですが、民間の方が管理している土地、日本でいうと社寺林とか水田なども含まれますが、そういったものも湿地の保全の一つのツールとして使っていく、ということを考えていきたいと思っております。

### 「OECM × 水田」と「湿地と都市」に関わる 2 つのサイドイベントを主催

本会議の時間外になりますが、サイドイベントを環境省関係では 2 件やらせていただきました。一つが今申し上げた OECM と水田をテーマにしたものとなります。こちらの方は、例えば水田では「ふゆみず田んぼ」といって、冬の期間に水を張って、渡り鳥がそこで暮らせるような場所を作っていますが、そういった取組みを紹介しつつ、水田がその渡り鳥の保全に果たす役割といったもののご紹介をしていただきました。

また、湿地都市認証ということで、人々が暮らす都市において湿地の保全とそのワイズユース、利活用というものをどう考えていくかということテーマとしたサイドイベントも行いました。この中では今回湿地都市認証を受けられた名古屋市から、藤前干潟における埋立計画から保全へと向けて動いていった経緯を、ご苦労された点も含めてご紹介いただきました。

展示ブースについては環境省の方でも、全国の湿地をご紹介するようなブースを設けさせていただきました。また、我々以外にもラムサールネットワーク日本、日本国際湿地保全連合、北海道開発局、ラムサールセンター、ユース団体のチームスプーン、といった団体の方々も展示ブースを設けていただきました。海外の方々も非常に多くご来場されておりました。

### 湿地都市認証の新規公募や更新

先ほどから少し触れていることとも関係しますが、今後の動きということでご紹介をさせていただきます。

まず 1 点目ですが、湿地都市認証の新規公募ということです。新規公募につきましては、締約国会議（COP）開催から大体半年以内くらいで条約事務局から募集が開始されるというのが、通常だというふうに聞いています。今回、7 月に COP がありましたので、1 月ぐらいから、たぶん募集があるのではないかと考えています。募集があり次第、整理しまして、広報したいと考えていますので、ぜひご希望の自治体におかれましては、認証に向けて、手続きを進めていただければと思います。環境省でも、認証に向けたお手伝いをさせていただきますというふうに思います。

なお、6 年ごとに更新が必要となりまして、新潟市と出水市が間もなく更新時期となり

ますが、我が国で初めての例となります。こちらについても、ぜひご協力して進めていきたいと考えています。

## 令和 8 年に開催の湿地都市認証の国際会議とフライウェイ全国大会など

また、先ほど新潟市からお話がありましたが、令和 8 年には湿地都市認証の国際会議が行われますので、ぜひ皆さんもご出席、ご参加いただけるといいのではないかと思います。

2 点目として、フライウェイの全国大会の実施ということで、令和 8 年 2 月に出水市で開催予定と聞いています。研究者の方や地元の活動団体の皆さんと交流の場、情報交換の機会というものを設ける予定です。また、出水ツルの越冬地で万羽ツルが観察できる場所を視察予定と聞いていますので、ぜひこちらにもご参加いただけると助かります。

さらに、取組みの継続ということになりますが、条約関係では常設委員会というのがあり、こちらは国の方が対応していますが、今回の COP 16 は 2028 年に開催になるかと思いますが、パナマで開催されます。パナマはちょっと遠いですが、ぜひ皆さんも参加していただくと日本とはまた違う湿地がご覧いただけるのではないかと思います。

他にも、湿地の新規登録や RIS というラムサール情報票の更新、条約事務局や国際湿地保全連合との連携等がありますので、これらも進めていきたいというふうに考えております。

また、今 54 か所のラムサール条約湿地が日本にございますが、ぜひもっと多くの方々にそこを訪れていただいて、そしてその場所を感じていただいて、保全に対する気持ち、そこをうまく使っていこうという気持ちに活かしていただきたいと思っています。そういったもののインセンティブ作りなんかも、環境省として進めていきたいと考えていますので、何かアイデアがありましたら、ぜひ私の方までお知らせいただければと思います。私からの報告は以上とさせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

田開：川越さん、どうもありがとうございました。COP 15 の結果報告、今後の展望についてお話をいただきました。続きまして、法政大学名誉教授の笹川孝一さんから、「水と命と人々の営み地域総合計画に湿地教育を組み込む」と題した基調提案をいただきます。笹川さん、どうぞよろしく願いいたします。

## 6. 基調提案

「『水といのちと人々の営み』地域総合計画に『湿地教育』を組み込む」

法政大学名誉教授 日本湿地学会理事・事務局長 笹川孝一

こんにちは、笹川です。この学習・交流会の 1 回目、加賀市で行われたのが 2010 年 1 月でその最初から関わっています。その頃はまだ 50 代ですが、今 70 代です。首長さんで何回も当選している方もいらっしゃいますが、おそらくこの会場で一番年寄りの部類かと思っています。

## 「ラムサールは水鳥の条約」という誤解



加賀市で第1回目を開催した時、いろいろと話をして、「湿地を耕し、湿地を楽しむ」というタイトルにしました。その頃、加賀市の市役所のラムサール担当の隣の島が農業担当でした。加賀市でもすでに、「冬水田んぼ」をやっていたので、その方に話してもらおうという案も出て話したんです。そしたら、「いいですが、だけど農業なんていったらラムサールと趣旨が違っちゃうでしょ」と、その方は言うんですね。「そうなのですか?」と言ったら、「だってラムサールは水鳥の条約なのだから農業なんて関係ないん

じゃないですか?」。そんなやり取りがありました。

市町村長さんたちが今日はいらっしゃるので、釈迦に説法もいいところですが、地方自治法によれば「住民の福祉の増進を図る」ために「地域における行政を自主的かつ総合的に実施する」というのが自治体の仕事とされています。そこには、飯を食うことをサポートするという面も含まれます。だけど、「ラムサールは水鳥のための条約」という誤解が流布していて、先ほどの加賀市の農業担当の方の話になった。環境省の課長さんもここにいらっしゃるけれど、僕は外務省訳の「特に水鳥のために」と頭につけるのは誤訳だと思うんです。英語のテキストでは「especially as waterfall habitat」と後ろに、「なお参考までに言えば」ぐらいの感じで付いている。だけど文法の違いもあって、条約名の全体の頭に持ってきちゃった。それで、ラムサール条約って水鳥のために特に作った条約なんだっていう、誤解が流布した。今は、そういう誤解もだいぶ減ったけれども、まだまだ根強くあると感じています。

しかし、先ほどの釧路市宣言のお話を伺っていると、隔世の感があると思いますし、それからこれ環境省の『ラムサール条約』というこのパンフレットの中にも、このトライアングルと湿地の具体的な分類が出ていますが、その頃はまだ、こういうことは常識化していなかった感じがあります。たった15年ではありますが、世の中は大きく変わってきたと実感します。

## 学習・交流会の積み上げが国際的な動きに影響

第1回は2009年度の取組みですから、2010年には2回やった。それで、今日までに16回ということになります。途中で1回、栃木市が会長市の時にコロナでお休みがありましたが、足かけ17年で全部で16回。たった16年ですが、その積み上げには非常に大きなものがあると思います。

この市町村会議というのは、世界の中で同じような組織がないらしいという話です。いろんな方に聞いてみると、自治体連携というのがやれているというのは、非常にいい意味

で日本的ということのようです。しかも、学習・交流会ということで、各地で行われている実践を持ち寄って議論して、そしてまたそれぞれがやって、また集まって交流する。この循環が毎年毎年行われてきた。その積み上げはすごく大きいものがある。また、先ほども、新潟市の副市長さんから来年、2026年に新潟市で都市認証の世界会議をやるという話があった。また、出水市ではフライウェイの会議をやる。いろいろな動きが日本各地で国際的な動きとして出てきています。

## 湿地についての、湿地のための、湿地という舞台における教育

### ～湿地教育の3つのカテゴリー

さて、今日は湿地教育の話なので、少し基本的なことをお話します。環境省のパンフレットにある、この保全・再生、ワイズユース、CEPAのトライアングルの図でも、ちょっと微妙なところがありました。最初に環境省のパンフレットを作成した際に、いろいろと議論があったんです。それは、学習・交流とかCEPAというものは、付けたしではないか？上の「保全・再生」と「ワイズユース」の2つを支えるものだから、図に落とさなくてもいいのではないかと議論です。日本湿地学会の会則を作るときも同じような議論がありました。だけど、ほんとにそうなのでしょうか？

「湿地教育」というと、3つのカテゴリーというか、3つの角度があります。まず、「湿地に関する（ついでに）教育」。釧路湿原というのはこういうものですよ、とかですね。2番目は、「湿地のための教育」、湿地を守る人になりましょうとかいうものです。

ただ、今回の決議のように学校の中でもやりましょうという話になると、これだけでは文部科学省は「うん」って言わないのですね。なぜ言わないかということ、「学校教育法」「教育基本法」という法律があって、文部科学省が管轄する学校での教育ということになると、この2つの法律を踏まえないとダメということになる。教育基本法では「教育は、人格の完成を目指し」て行う（第1条）と規定しています。「人格の完成」って何でしょうか？平たく言えば、予期できたこと、予期できなかったこと、その両方を含めて、何かが起きた時に、臨機応変に対応して解決方法を見出して、実行していく、自分自身の司令塔の役割・能力のことです。ここはこういうふうに解決していけばいい、とか、こういう人と一緒にやっていけばいいなどと考え、判断していく能力。それを組織して実行していく能力。この人格という機能が成熟していないと、個別能力が拡散して纏まりがつかない。事態が混乱してしまう。持てる力を有効に使いきれない。そういう状況になってしまう。最近、OECD（経済協力開発機構）や文部科学省が「コンピテンス competence」、汎用的な能力、臨機応変の能力が大事だということを強調しています。文字記号を双方向的に使う能力。異なる立場の人と一緒に働く能力。自律的・自立的に働く能力などです。

こういうことの総合的な能力を育てることが「人格の完成をめざす」と、教育基本法では表現されている。また、学校教育法では、自然を大切にする、郷土を愛する能力、思考力や判断力を育てる、社会の中の自分の位置を自覚して自律的な行動を取るなどが大事だと述べているわけです。今年の、この市町村会議の第15回学習・交流会で、元文部科学省視学官で理科の学習指導要領改訂の責任者だった日置光久さんに話を聞きました。日置さんが強調していたのは、こういう社会課題が大事ということで「〇〇教育」を学校のカリキュラムに入れたいという要望がたくさんある。しかし、「人格の完成」「思考力」「判断力」

の育成ということとの関連付けがないままに、これは大事な課題だからというだけでは、限りある授業時間をそこに割くわけにはいかない。言い換えれば、「人格の完成」「思考力」「判断力」の育成ということと関連付けてもらえれば、「公教育学校」という文脈に位置づく。だからその点に留意してほしいということでした。

「湿地教育」ということでいえば、「人格の完成」「思考力」「判断力」の育成ということと関連付けをしてもらえれば、学校教育の中に湿地教育は位置づき得る。だけど、その関連付けがないままに、ただ、「湿地が大事です」から湿地教育を位置づけてくださいと言われても、「はいそうですか」とはならない。湿地も大事だろうけども、「漁業だって大事」「農業も大事」なわけです。次々と「〇〇教育」をやってくれと言われてそれを次々に受け入れていたら、学校がパンクしちゃう。

だから、「湿地教育をやる」という時に、この学校教育法と教育基本法における、育てる能力との関連付けをぜひやってほしい、ということでした。

環境部や環境課に所属している方は 1 番目「湿地に関する教育」、2 番目「湿地のための教育」を重視するのですが、これを学校の中でやるとなると 3 番目の「湿地を舞台とする教育」を無視するわけにはいかない。このことを日置さんは強調していたわけで、ぜひぜひこの点を押さえていただきたいと思います。

図にしました通り、「湿地に関する教育」で体験による身体的認知とか、具体的な知識とか、2 番目の「湿地のための教育」で自然を大事にする、ふるさとが好き、釧路市が好きになったとかの成果が出る。同時に、それらを通して、湿地という舞台（場）においていろんなことをやった結果、思考力や判断力とか知識の作り方などを学んでいくことも大事ということ。小学生の場合と高校生の場合では違ってきますが、戦術がたてられる、戦略が作れる、計画や政策が作れるとか。そのためには、抽象的なものと具体的なものとの間を《具体⇄半具体・半抽象⇄抽象》という風に操作できる能力が必要です。湿地を舞台とする教育活動において、こうした能力を育てていければ、湿地に限らず地域の発展に貢献できる人たちが育っていくわけです。

このような湿地教育の 3 つの要素の総体を、「総合的湿地教育」としてスライドにしてみました。それを「総合的な湿地リテラシーの育成」、「湿地にかかわるコンピテンスの育成」と言っても良いと思います。

## まず人間と環境の相互依存が大前提

そのことは、「ラムサール条約による湿地教育の方向付け」とパワーポイントファイルに書きましたけれども、ラムサール条約が言っていることとどう一致しているのか、一致していないのか、この点について述べたいと思います。

皆さんあまり読んでことがないかもしれませんが、私の報告資料の 2 ページにラムサール条約の前文を載せてあります。2 ページの一番下です。

ここで注目してほしいことは、ラムサール条約は水鳥のための条約ではなく、湿地と、地球上の水の循環の調整、人間を含む湿地に依存する植物や動物の生育・生息地のための条約、そして、経済、文化、(科学) 学問、健康・レクリエーション(元気回復) 上の価値を大切にするための条約です。

「締約国は、人間とその環境とが相互に依存していることを認識し、水の循環を調整す

るものとしての湿地の及び湿地特有の動植物特に水鳥の生息地としての湿地の基本的な生態学的機能を考慮し、」その次ですが、「湿地が経済上、文化上、科学上及びレクリエーション上大きな価値を有する資源である」ということで、人間の話をしているのです。後に3ページもありますが、「及び湿地を喪失することが取返しのつかない...」と、条約の「前文」に書いてあります。

そして、先ほども言いましたが、水鳥については、「季節的移動に当たって国境を越えることがある」「水鳥」は「国際的な資源として考慮されるべきものである」とされています。かなり限定的な位置づけです。

スライドに示したように、①まず人間と環境の相互依存が大前提であって、②そして3つの湿地の機能があると言っている。それは、「水循環の調整」、「湿地に依存する植物、動物の生息環境の維持」、そして「人間の生活に重要な価値」。具体的には、経済的価値、文化的価値、学問・科学的価値、レクリエーション・健康元気回復上の価値、です。

一般に、条約も、憲法も、法律も、その精神は「前文」にかかれています。ラムサール条約も然りです。その前文の構造は、図にするとこんな感じになるのではないのでしょうか？一番外側に人間と環境の相互依存、次に国際協力のシンボルとしての水鳥があって、その中に湿地の3つの機能というものがある。そして人間にとっての価値は、先ほど述べたように、4つ掲げられている。

### 「海洋沿岸域湿地」、「内陸性湿地」、「人工湿地」があるラムサール条約の湿地の定義

次に本文が示す、「湿地教育」というのは何だろうということに進みたいと思います。本文の第1条は湿地の定義で、幅が広いんですね。ここにありますけれども、3つのカテゴリーに分けられています。1つは「海洋沿岸域湿地」。もう1つが「内陸性湿地」。この2つは自然湿地ですが、その次に「人工湿地」というのがあります。先ほども水田の話をしました。これは人工湿地です。猪苗代湖だと、猪苗代湖から出て郡山一帯を潤している安積疏水も用水路、つまり人工的河川で、人工湿地です。「排水処理区域」という分類がありますが、東京都では「水再生センター」と言っていますが、かつては「汚水処理場」と呼ばれていました。檜枝岐村のように、汚泥を肥料化して村のそば畑に使っているという場合もあります。私は葛飾区の柴又の生まれで今でもそこに住んでいますが、金町浄水場という大きな浄水場が、「帝釈さま」のすぐ傍にあって、数百万人分の飲み水を供給しています。東京都と千葉県と埼玉県の間を流れてくる江戸川を使っているのですが、その水はそのままではとても飲めませんね。ですので、金町浄水場で沈殿ろ過後、バクテリアに植物性プランクトンを食わせて無味無臭にして都民に給水しています。それは一種の排水処理区域といえないこともありません。汚れた水をきれいにして人間が飲んでいる。そして人間が出したものを「水再生センター」できれいにして、東京湾に排出しています。そういう循環になっています。

それから内陸性湿地もいろいろなものがあり、「ZG：地熱性湿地」というのがあります。これは簡単に言うと温泉ですね。日本は温泉大国なので、登録基準にも地域の特有な湿地というのがあります。登別の「大湯沼」、阿寒湖の「ボッケ」などボコボコと湧いている温泉が北海道にもたくさんありますが、ああいうものを登録できないかなと前々から思っているのですが、先ほど釧路国際ウェットランドセンターに相談したら、温泉特有の生

物がいるのではないか？というお話だったので、日本温泉科学会という学会もあるので、勉強してみようと思っています。言うまでもなく、『出雲風土記』における玉造温泉や万葉集に出てくる愛媛の道後温泉、また湯畑が有名な草津温泉、岩の割れ目からひっきり無しにお湯が横向きに噴き出している秋田県湯沢市の「大噴湯（だいふんとう）」、稲庭うどんの産地ですが、などを始めとして、日本でも外国でも、温泉は健康・医療のためにはとても良いものとして大事にされてきました。釧路の阿寒湖温泉のほか、加賀市の片山津温泉、山代温泉、山中温泉、豊岡の城崎温泉、大崎の鳴子温泉など市町村会議の会員自治体にも温泉のある所は多いと思います。勉強しつつ、市町村会議の皆さんと協力し合って何とか登録に漕ぎつけたいかと思っていますので、よろしく、ご指導をお願いいたします。

さらに、サンゴ礁も砂浜もそうですし、水深が干潮時に 6m を超えないところも湿地であるということで、海藻や昆布が生えているところとかですね、そういうところも全部ウェットランドになります。言いかえるとこういうものが全部入るように、第 1 条の湿地の定義が行われているということなのですね。

## ワイズユースと保全・活用計画

条約第 2 条は特に国際的に重要な湿地を、登録するということを述べている。

そして、第 3 条は、登録湿地の保全と、「地域内」にあるすべての湿地に関するワイズユースの計画を作り実施し、見直すことを締約国に求めています。

ワイズユース wise use というのは、賢く使うということです。宍道湖におけるシジミ漁で 12 mm 以下のものは採らないということを漁協が決めて資源管理をしている。持続的なシジミ漁ができるようにということです。尾瀬では、福島県側、群馬県側から尾瀬に入る場合、「マイカー規制」をしている。持続的に尾瀬の散策ができるようにするためです。

往々にして誤解があるのですが、「ラムサールだから人は入ってはいけないんだ」などという事は条約のどこを見ても書いてありません。大事なことは、持続的に使えるように水、植物、動物の生息環境を保全することです。そして、この「動物」には人間も入る。ただ、人類の歴史を振り返ると、近代化以前にも乱獲や乱伐、鉱山がらみの鉱毒問題などはありました。宮崎駿監督の「もののけ姫」が描いている世界ですが、古事記にもスサノオがスギ、ヒノキ、クス、マキなどの植林を奨励したと受け取れる記述があり、江戸時代にはそれが制度化されていました。そういう意味では、wise use は sustainable use と言い換えることもできます。

持続的に使うには水や資源を守ることが大事だということは、日本でいえば江戸時代までに確立されていました。しかし、明治以降近代化が急ピッチで進む中で、足尾鉱毒事件、水俣病、田子の浦のヘドロ、近くは原発処理水の問題など、「賢くない利用」、「持続的でない利用」が広がり、それが水・湿地の汚染、植物、人を含む動物への被害となって現れました。足尾は渡良瀬遊水地に、水俣は覆土と水俣条約に、ヘドロは処理されましたが、原発事故はまだ格闘中です。歴史の教訓です。

だからといって、使ってはいけない、ということではありません。汚さないように、こわさないように、いつまでも使えるように賢く使う。これを登録湿地だけでなく全ての湿地で行うようにと条約第 3 条は述べています。そして、いま、新潟市、出水市、名古屋市が認定されている湿地都市認証システムは、流域、集水域で湿地のワイズユース・保全し、

対話と力量形成と教育、常識の再形成をしていくという仕組みです。

この湿地のワイズユース、保全と活用の計画というのも、湿地教育の重要な内容です。

## EPA から CEPA、さらに Capacity Building の追加

### ～ラムサール条約が示唆する湿地教育

条約本文は、この図のような内容の「湿地教育」を進めることを示唆しています。とくに第 4 条は、湿地についての研究や成果の国際的交換、モニタリングができる人の養成などについて述べています、

この第 4 条を発展させてきたのが、締約国会議の決議です。この決議で、「教育」は、「Education and Public Awareness : EPA」から始まりました。そこに communication が入って CEPA となり、さらに Public Awareness が Participation and Awareness となり、そして、2015 年の第 12 回締約国会議で capacity building が加えられ、今は、「Communication, Capacity Building, Education, Participation and Awareness」（対話、力量形成、教育、参加、社会的な気づき）となっています。キャパシティビルディングというのは、ユネスコなどでもよく使うコトバですが、あることがらについて、十分対応していける能力のことを意味しています。能力一般ではなくて、「何かをやっている能力」、「やり切っている能力」、「頼りになる人」に必須の能力ということです。1 人ひとりの人が、自律・自立的に感じ、考え、表現し、行動しつつ、必要な人々のつながりを作っていく、地球や自然、世の中、地域社会をいっそうステキなものにしていこう、そういう主体として、育つことを大事にしていきましょう、ということです。

少し余談めきますが、皆さんご存じの福沢諭吉の『学問のすすめ』に「人望論(第 17 編)」というのがあります。そこで「人望のある人」とは「頼りになる人」だ、と言っています。つまり、キャパシティビルディングとは、1 人ひとりが「頼りになる人」になりましょう、ということだとも言えます。

このことも含めて、EPA から CEPA への流れを見ていくと、政府主導から自治体主導、さらにいえば 1 人ひとりの住民・市民主導へと進んできたと言えます。そうしてそこには、多くの NGO・NPO や協同組合や株式会社等の企業の参加も「市民社会の一員」として歓迎している、ということです。その方が持続的に、ワイズユースと保全ができるという判断があります。

この EPA から CEPA への変遷があって、それを踏まえて、今回の学校を含む、公教育での湿地教育の推進、若者の参加の促進という決議が出てきました。

## フォーマル、インフォーマル、ノンフォーマルという教育

この部分は一昨年(2021)年の市町村会議でも説明し、中間報告でも出してきたので、簡潔に述べます。2022 年の締約国会議での湿地教育決議が、「フォーマル」、「インフォーマル」、「ノンフォーマル」というフランス、イギリス的な言葉を使っているのも、日本人あるいは韓国人、中国人などには馴染みにくい言葉です。地域の中で人々がやっているのがインフォーマル・エデュケーション informal education。学校で卒業資格、学位などを出したりするのをフォーマル・エデュケーション formal education。その中間にあって、学位などの資格は出さないけれども、国家や地方自治体などの公権力が関わったり、税金が支出され

たりするのをノンフォーマル・エデュケーション non-formal education。こういう使い方です。

こういうことを前提とした場合、日本では非常にいろんな取組みがされてきている。1つは江戸時代以前からある意味で人類史と共に、各地域でいろんなことが行われてきている。各地に実に多種多様に沢山あります。例えば、あそこの沼や湖には龍が住んでいるから汚しちゃいけないよ、という教えなどです。それも、一種の大事な湿地教育です。それがここにも書いたように、飲み水、生活用水、漁業、農業、衣食住の材料確保とか、踊り、音楽、祝詞、詩歌、物語などが世代を超え、地域を越えて伝えられてきた。

他方、近代の工業化の中で負の出来事も起きました。1つは谷中村の滅亡。もう1つは水俣病。阿賀野川の第二水俣病。田子の浦のヘドロ。原発処理水問題などです。同時に、そういうことが起きて、荒畑寒村『谷中村滅亡史』、石牟礼道子『苦界浄土』などのドキュメンタリー、映像、患者の認定をめぐる裁判、法律制定などの取組みも行われてきた。それが地域や国民、国際的な共通の関心にもなって、渡良瀬遊水地ができ、水俣には記念館、資料館ができ、有機水銀に関する水俣条約など、水を汚さない、水をきれいに持続的に使う世論や常識が生まれてきています。

### 誇るべき日本での積極的な取組み～昨年度のアナケート結果

そういう、負のものを正に変えていくことも含めて、「湿地教育」は多面的に、立体的に進められてきました。昨年度市町村会議でアンケートをやりましたが、それによると、さまざまな湿地教育がとても広く、かつ個性的に行われている、そういう事が分かりました。とくに多かったのは、清掃活動や調査活動、水と食文化を楽しむ活動などです。そしてそれらによって、生命及び自然を尊重する精神などが育っていると、各自治体の方々は見ているようです。しかし、外国の文化理解とか国際的な協力、あるいは表現能力の育成というのは弱いという回答が多くありました。この点については、学校との連携が必要だということになるかと思います。

同時にノンフォーマルについてもここにちょっと書きましたけど、「ツルガイド博士」というのも興味深いですね。学校などのフォーマルについても、たくさんの事例があります。この直ぐ後に、たくさんの事例報告が待っているのです、ここでは、省略しますが、皆さん方の各市町村における湿地教育の実践事例には、とても多面的でかつ奥深いものがあるということを強調しておきたいと思います。

### 地域の総合計画の中に湿地教育計画をどう入れるか～提言

最後に、今後こういうことが重要ではないかということ、申し上げておきたいと思います。

最初にも言いましたが、自治体の仕事は、地域の人たち、すなわち住民の福祉の増進を図るために、自主的かつ総合的な行政を行うこととされています。それは、そこに住んでいる人々、すなわち住民が安心して暮らせる、豊かに暮らせることをサポートするということですね。だから、湿地教育の計画、政策だけが、他の行政分野と切れて存在しているわけではない。自治体の、地域の総合計画の中に教育計画が位置づけることが大事だと思います。

そうすると、ラムサール条約は要するに水の話ですから、そして、水は命が生まれ、育つ場所です。だから、「水と命と人々の営み」に関する総合政策、計画ということが大事だと思います。そして、そういう総合計画の中に湿地教育の総合的なものとして位置付けていくことが大事だと思います。今日は特に「市町村長研修会」なので、少し大きな枠組を、実際に考えることができる立場にあるのではないかと、ということで、そのように考えました。

## 水に関するフェスティバルの開催や、湿地を保全しながら活用する～提言の具体案

じゃあ、具体的にはどうなるのかということですが、a)「湿地教育」に関する、地域の自主的取組みの情報を広く知らせること、b)自治体の各担当部局が「湿地教育」についての取組みを進め、交流し合うこと、c)地域の湿地教育の拠点としての施設設置と職員配置の重要性、d)学校での「湿地教育」の取組みを、先に掲げた分野に即して多面的に奨励する、と書きましたが、残り時間が少ないので、飛ばします。

③のところに、フェスティバルを位置づけたらどうかと考えます。新潟市の「佐潟祭り」習志野市の「谷津干潟の日」のフェスティバルをやっています。その際に、「ウェットランド・シティ・にいがたフェスティバル」などを行った場合、ラムサール登録湿地だけでなく、可能な限りすべての湿地で行う。例えば「谷津干潟フェスティバル～習志野市水といのちとくらしの祭り～」のように、また、「〇〇町河童フェスティバル」などのように、自治体の一部の地域の湿地を対象とするだけでなく、可能であれば、自治体全体の水と湿地といのちと暮らしに関する総合的なフェスティバル、というのはどうでしょうか？

これは先ほど、環境省の川越課長さんもおっしゃいましたように、ラムサール条約は登録湿地だけの話じゃなくて、第3条のところの、これの③ですが、登録湿地の保全とすべての湿地のワイズユースと書いてあるので、条約に沿った取組みだろーと思えます。できるだけ多くの湿地を保全しながら活用して生かしていきましょう、という趣旨に沿っている。そういうなかで、ウェットランド・シティの認証も輝きを増すのではないかと思います。点としての登録湿地から面としての自治体（都市）認証への展開、そしてそれは、「ウェットランド・国家日本（Wetland State of JAPAN）」へとつながっていきます。

人間と環境との相互依存の持続性を大前提とし、水循環の調整を行っていく。これは利水、治水、防災、減災となりますが、栃木市も大変でしたよね。台風のとときね、市役所の後ろの巴波川（うずまがわ）が氾濫して。そして、湿地に特有な植物、動物の生息地を維持していく。その動物には人、人間も入る。その人間の営みに深く関わる経済上の価値、文化上の価値、学問・科学上の価値、そして健康、レクリエーション上の価値を湿地が支えている。

こういうことと関連させながら総合的な湿地教育を地域、職域、家庭、学校等々で進めていく。その中心にフェスティバル、祭りを設定してみたらどうでしょうか？地域の求心力になりそうな気がします。

これは、今後、佐賀市が中心になって検討し決めていく事からはありますが、2026-28年の3年間のテーマの1つの候補として、「湿地フェスティバル（祭り）の実践的・理論的検討」というのもありうるかもしれないとも思います。

## 団体会員として日本湿地学会を活用

最後に、最後の(5) のとこ、先ほど日本湿地学会の矢部会長が言われたことですが、市町村会議は日本湿地学会の団体会員になっています。そして、そこには、湿地の文化・地域自治体づくり CEPA 教育部会っていうのがあります。この辺（田開、佐々木）はみんなメンバーですが、そういうところでの共同研究っていう形もありうると思います。また、湿地学会に「アドバイザー制度」というのを作りましたので、個別に何か相談があれば専門家が対応します。ぜひぜひ日本湿地学会というものを活用していただければ良いかなと思います。以上です。ありがとうございます。（拍手）

田開：笹川さん、ありがとうございました。この3年間でいろいろなご提言も笹川さんからいただいているところですが、個人的には「フェスティバル」が位置づいたというのは非常に印象的でした。また、最後の皆様との意見交換で幅広く、またお話ができればなというふうに思います。

それでは一度休憩を取りたいと思いますが、15時30分には開始したいと思います。お手洗い等お済みになられた方は席の方にお戻りいただければと思います。それでは、どうぞよろしくお願いいたします。

田開：これから、市町村からの事例紹介を始めたいと思います。進行上の理由から、皆様のことを「さん」づけで呼ばせていただきますので、あらかじめご了解いただければと思います。

それでは、最初の報告になります。釧路市から鶴間秀典さんの報告です。「地域への愛着を育む『ふるさと教育』の充実～郷土読本・地域学習研究グループの取組み～」です。鶴間さん、どうぞよろしくお願いいたします。

## 7. 事例報告

### 1) 釧路市「地域への愛着を育む『ふるさと教育』の充実 ～郷土読本・地域学習研究グループの取組み～」

釧路市長 鶴間秀典

本日、三度目の鶴間でございます。ちょっと飽きたかもしれませんが、発表させていただきます。我々の釧路湿原は広いのです。釧路市、釧路町、標茶町、そして鶴居村と4市町村をまたがる湿原です。また、釧路地域では厚岸湖・別寒辺牛湿原、お隣厚岸町の三浦町長もいらしていますし、その隣霧多布湿原、浜中町の齋藤町長も来ていただいております。そういったみんなの力でこの地域の自然を守り、そして市民、町民、村民と共に、いろいろな学びを持ちながら進めさせていただいております。そういったところで、私からというよりも、この地域全体を通して、私から発表させていただきます。

## ラムサール条約と環境教育の歴史

まず初めに、ラムサール条約と環境教育の歴史を簡単に振り返らせていただきます。1987年のCOP3において、湿地の賢明な利用という概念が明確に打ち出されました。これは湿地の自然資源を持続可能な方法で利用し、生態系を維持することを目的とするものです。また、1999年のCOP7では、CEPAプログラムが確立されました。これは湿地の価値に関する知識と理解を深めることを目的とした、より体系的な教育・広報活動の始まりとされております。そして、2022年のCOP14では、公教育部門における湿地教育の推進の決議が採択され、公教育の中に湿地教育を組み込むことが奨励されました。一方、釧路市では1993年にCOP5を開催して以来、湿地の賢明な利用などCOPで示された考え方に沿った活動や取組みを進めてまいりました。

## 釧路国際ウェットランドセンター（KIWC）の役割

その活動を主体的に推進していく役割を果たしてきたのが、釧路国際ウェットランドセンターです。1993年に釧路市で開催したCOP5の後、ラムサール条約の理念である湿地の賢明な利用を推進するとともに、釧路地域の取組みや成果を発信し、地域から地球規模での環境保全に寄与することを目的に活動する団体として1994年に設立されました。設立当初から現在まで釧路市が事務局を務めております。釧路管内のラムサール湿地、釧路湿原、阿寒湖、厚岸湖・別寒辺牛湿原、霧多布湿原が所在する釧路市、釧路町、標茶町、鶴居村、厚岸町、浜中町とそれぞれの教育委員会に加え、国の機関や地域の大学、湿地保全関係のNGOや専門家などで構成されたネットワーク組織です。湿地のワイズユースを普及させるため、幅広い年代を対象に、講演会やツアー、環境調査など湿地の魅力を伝える様々なイベントを行うとともに、開発途上国を中心としたJICA研修の受託や、オーストラリアのハンター河口湿地との姉妹湿地提携に基づく交流事業など、国境を越えた協力ネットワークを広げております。釧路国際ウェットランドセンターの活動については、事例6におきまして、長年センターの業務に尽力していただいている新庄様から説明していただきます。

## 釧路市の学校教育における湿地教育の現状と課題

それでは、ここからは釧路市の学校教育における湿地教育の現状と課題をまとめてみます。まず1について、これまで当市の湿地教育は教育委員会との連携が不足していたことが課題でしたが、令和5年度に当市で開催した市町村会議主管者会議時の学習・交流会に教育委員会が参加したことが転機となりました。さらに、市町村会議の学習・交流会の内容や結果を教育委員会にも提供し、課題を共有することができ、この市町村会議の場がなければ、糸口を作るのが難しかったと考えております。

2の課題については、まずは副読本の記載内容を切り口として進めていくこととしました。ここでも学習・交流会があったことで、副読本の記載内容を改めて確認する機会があったことが大きいと考えております。副読本の改訂までの流れは、記載の通りです。具体的には、まず記載内容の中で湿原に関わる記載がどのようになされているかをくまなくチェックいたしました。その上で、関係する機関や関係団体と「改訂するとすれば」を前提に協議を開始しました。教育委員会の指導主事の先生や釧路教育研究センターの郷土読本・

地域学習研究グループの先生方と連携して進めていきました。

## 副読本の記載内容の改訂

まずは、副読本ではどの部分に湿原の記載があるのかを洗い出しました。表紙、市の様子、緑の多い場所、土地の使われ方、健康なくらしとまちづくり、国際交流、市の年表などに掲載されていることがわかりました。ところが、いずれも釧路湿原という名称程度の記載に留まっており、歴史や先人の取組みを紹介している場面がないことがわかりました。副読本における現状の課題を教育委員会と共有し、副読本における湿地教育の充実についての取組みの必要性を教育委員会とも共有できました。

改訂作業の一例をお示しします。単元「緑の多いところ」の記載内容の拡充案です。釧路湿原とは何なのか。釧路湿原を知る上で一番重要なポイントを追加しました。他にも釧路湿原が不毛の大地として大規模な開発の対象となっていたものの、地域の大学や多くの関係者の活動により、世界的に重要な湿地であることが認められていく過程を記載することにしました。

### 「歴史教育としての湿地教育」～保全の歴史を伝える取組み

そして、嬉しいことに、教育委員会の指導主事と郷土読本・地域学習グループからも副読本とは別に新たな提案がありました。釧路教育研究センターにおける社会科授業案の構築です。釧路教育研究センターの研修講座は年に 20 回程度実施されており、そのテーマの一つとして地域社会への愛着を育み、定住者を増やすことを主な目的に、ふるさと教育としてカリキュラムを作成していくことを目指します。郷土読本・地域学習研究グループの先生方が進める釧路湿原をテーマとする重要単元の作成に全面協力いたしました。釧路湿原についての詳細な資料や画像の提供、先生方を対象にした釧路湿原エクスカージョンを実施しました。今までの湿原学習は、総合学習または理科教育の視点によるものが多かったところ、ふるさと教育としての湿地教育を地域に根ざすには、その歴史教育の視点が不可欠です。特に釧路湿原に関しましては、田中角栄氏の列島改造論の時代に開発の危機にあったところ、地域の研究者たちが 4 年にわたって釧路湿原の調査をし、釧路湿原の重要性を明らかにし、それが今日のラムサール条約登録や国立公園につながったという誇るべき地域の歴史があります。釧路湿原を知るためには、歴史教育の視点が不可欠です。実際に釧路湿原のフィールドワークを盛り込んだ単元デザイン案を作成しました。釧路湿原は昔どのような様子だったのか。昔の人々は誰がどのようにして釧路湿原を守ってきたのか。釧路湿原は今どのような様子なのか。釧路湿原を取り巻く過去の取組みから未来に残すための視点まで、全 13 時間の単元です。

出来上がった学習指導案です。公開授業は、釧路市立清明小学校四年一組 29 名のクラスで行いました。釧路湿原の歴史、そこに関わってきた先人たちの足跡、それらをもとに地域に対する誇りを持つことを目標にしています。単元 4 から 7 は釧路湿原の温根内ビジターセンターでのフィールドワークです。単元 11 を公開講座として実施しました。郷土読本・地域学習研究グループで作成した指導案については、各学校でも同様の授業を行えるように授業支援クラウドサービス「ロイロノート」を使用して教員間で共有し、積極的な活用を見据えています。今回、これらの授業構築には、釧路国際ウェットランドセンタ

ーが情報提供や現場視察等に協力いたしました。今後、同様の取組みをセンターの構成員である自治体で実施できるように構築していきたいと考えております。

## 釧路国際ウェットランドセンターが行った教育委員会への協力事項

釧路国際ウェットランドセンターが行った教育委員会への協力事項をまとめてみました。①につきましては、学習指導要領について知識を得るため、同席をいたしました。②湿原に行ったことのない教員、また歴史を知らない教員のために学習の機会を提供いたしました。③釧路湿原国立公園化から 38 年が経過し、釧路湿原保全のきっかけとなった釧路湿原総合調査からは 50 年が経過している中、当時の写真や資料は多く残されておりますが、人物ごとや小学生向けに分かりやすい偉人伝のような形で整理はされていないという課題がありました。本授業を担当する教員から児童に聞き取ったところ、湿原に行ったことのない、場所がわからないといった生徒が多くあったことから、歴史教育であったとしても、児童の湿原体験を提供したいという意図に沿って、視察プログラムを単元案 4 から 7 に沿って構築いたしました。講師とも現地での情報提供内容を調整いたしました。単元 10 の中で自分たちができることを考えるため、事例としてボランティアの声を集めました。釧路国際ウェットランドセンターでは、今回の取組みを継続していくために、フィールドワークのためのバス予算確保や現地での解説を行える人材の確保を行ってまいります。引き続き、教育委員会と連携の上、地域への愛着を育むふるさと教育の充実を推進してまいります。

最後になりますが、ふるさと教育は地域を知り、地域に愛着を持ち、将来の定住人口につながる重要なカリキュラムです。昔から今へと続くまちづくりの授業を広く展開していくことの重要性を改めて認識し、湿地教育の機会を充実させていきたいと考えております。以上でございます。ご清聴ありがとうございました。(拍手)

田開：ありがとうございました。副読本の実現に向けては、この学習・交流会といった場がなければ実現しなかった、とおっしゃられたことが非常に印象的でした。

それでは続きまして、鹿島市から鹿島市副市長鳥飼広敬さんのご報告になります。「佐賀県鹿島市の湿地教育について」です。それでは鳥飼さん、どうぞよろしく願いいたします。

## 2) 鹿島市 「佐賀県鹿島市の湿地教育について」

鹿島市副市長 鳥飼広敬

皆さんこんにちは。佐賀県鹿島市で副市長をしております鳥飼といいます。本日は佐賀県鹿島市における環境教育、湿地教育について発表させていただきます。私、実は佐賀県庁から出向しております、県の職員でただいま鹿島市に来て 3 年目となります。まだまだ皆さんと経験と知識の両面で及ばないところもありますけれども、今日はこの素晴らしい鹿島市の紹介も含めて、鹿島市の湿地教育について一生懸命発表させていただきたいと

思います。

## 森里川海干潟すべてがそろうまち～佐賀県鹿島市

まず、少し鹿島市について紹介します。佐賀県の南西部に位置しており、西に多良岳山系という山がありまして、そこから川が有明海に流れ着いています。この川は有明海に注いでおりまして、森里川海干潟がですね、大体 10km ぐらい長くても 20km ぐらいになってない長さの中に全て揃っている多様な環境の土地となっております。その多様な環境に則して生物の多様性というのが含まれているのではないかと考えております。鹿島市の中で観光客が多いという三大稲荷、三大稲荷の数え方っていろいろあると思いますが、私はこの三大稲荷に祐徳稲荷神社を入れておりまして、年間約 300



万人の観光客が訪れる神社となっております。最近ではインバウンドの方も多く訪れておりまして、夜は「狐の嫁入りナイトウォーク」といって、楼門、境内、日本庭園があるのですが、そこをプロジェクションマッピングやライトアップをして演出しています。

## 干潟の大運動会～鹿島ガタリンピック

先ほど笹川先生の話に、フェスティバルという話があって、まさしくこれだなと思いました。笹川先生の話にもあったように、鹿島ガタリンピックを開催しております。これは有明海の干潟、日本一干満の差が大きいと言われていまして、大体 6m は干満の差があります。鹿島ガタリンピックという形で、これはもう 41 回目の開催となっております。なぜガタリンピックかということ、ガタでやるオリンピックということで、ガタの中ではガタスキーをやったり、ガタの上を自転車で行くガタチャリというのをやったりとか、そういったいろんな競技をしております。これオリンピックと言うからには、世界からいろんな国から来ていただくということで、国内外いろんな国から参加者が来ておりまして、毎年参加するのにも人気の種目は、抽選になるというような大人気のイベントとなっております。

## 伝承芸能（民俗芸能）の宝庫で有数の酒どころ

鹿島市は伝承芸能の宝庫と言われ、今の時代においても数多く残っているというのが、すごい特徴かなと思います。その伝承芸能が親から子へ、子から孫へと脈々と引き継がれているということが、その特徴になっております。この写真の伝承芸能、面浮立という佐賀県にはいろいろな土地にあるんですけど、約 400 年前の戦がモチーフと言われていま

九州の佐賀県ですけれども、九州というと焼酎が有名ですが、実は佐賀県は日本有数の

酒どころでありまして、23の蔵があります。そのうち鹿島市には5蔵がありまして、それぞれの蔵が酒造りに励んでおります。この写真のところは、国の重要伝統的建造物群保存地区、通称伝建地区と言われており、鹿島の浜宿酒蔵通りというところです。ここは2012年から毎年3月に酒蔵ツーリズムというのをやっております。要は日本酒の新酒を飲み歩くというイベントをやっています。大体2日間ぐらいなんですけど、鹿島市は3万人いない、2万7000人の人口に対して、大体10万人ぐらいの人々がここに訪れるというイベントとなっております。

### 流域全体を考え環境問題全般に取り組む～ラムサール条約登録からの10年間

ここからは少しラムサール条約登録から10年間の経過についてご紹介します。肥前鹿島干潟は、ラムサール条約の登録面積も57haということで、先ほどの釧路湿原と比べるとだいぶ小さく、まだ登録されて10年という、まだまだ日が浅いところでもあります。2015（平成27）年の5月に肥前鹿島干潟がラムサール条約湿地に登録されておりまして、その翌年に市内の団体を中心として、鹿島市ラムサール条約推進協議会というのを立ち上げて、いろいろな事業をやっております。

令和4年には、グリーンインフラ日本酒「ごえん」の販売を開始しました。これは「ごえんプロジェクト」と呼んでいます。なぜこのプロジェクトが始まったかという、令和2～3年とすごい豪雨災害が起きまして、有明海の方に佐賀市もそうだったと思いますけど、流木が山からずっと流れてきたということがありました。その時にいろんな議論をしていた時に、干潟の保全だけではなく、流域全体を見ていくことが必要だろうということで、この流域、中山間地域をグリーンインフラとして保てないかという話が出て、検討することになりました。皆さんの自治体もそうかと思えますけど、中山間地域の荒廃地になっているところに、どうやってそこを耕すようにしようかという時に、耕作放棄地の棚田に日本酒のお米を育てて、付加価値を付けたお米で日本酒を作り、さらに付加価値を付けお酒を販売しようという形で、この「ごえん」という日本酒を作っていただいております。

そういった活動をしながら、令和4年12月には環境省の第10回グッドライフアワード、令和5年2月には第3回国交省のグリーンインフラ大賞、同じく令和5年2月に内閣府の地方創生SDGs金融表彰というのを受けまして、環境系大臣表彰三冠ということで、湿地教育だけにとどまらず、環境問題全般についても鹿島市は頑張っていこうという形でやっております。

### 「見て触れて体験する」をコンセプトとした環境教育プログラム

ここからは具体的に湿地教育について、鹿島市で行っていることとお話しさせていただきます。大きく3つやっております。市内の小学校、中学校への環境教育のプログラムであるとか、先ほどガタリンピックがありましたが、同じところでの修学旅行生や他の市町の教育施設への環境教室、あとはこどもラムサール観察隊の活動をやっています。今回の環境教育プログラムについて少し詳しく説明させていただければと思います。

まずは干潟の体験です。鹿島市内には7校の小学校があります。主に4年生を対象として、見て触れて体験することをコンセプトとした環境教育プログラムを実施しています。この環境教育プログラムの目的としては、干潟の重要性やその価値に触れてもらうことと

併せて、そういった干潟があるということ、さらにふるさとへの誇りにつながるような教育のためにやっています。干潟体験は、本当にガタに入ってやるので、楽しみながら体験するというのが、このプログラムの特徴となっています。道の駅かしまというところがあり、そこでの干潟体験の様子です。干潟の生き物を実際に探しているのですが、なかにはワラスボという有明海にしかいない魚がいて、それを手づかみで捕まえてくるような子どももいたりして、毎回驚きに満ちた授業となっています。

鹿島市内はだいたい1学年でいうと多くて100名ぐらいの生徒数になりますので、全小学校に市の持っているバスとかで干潟の方に連れて行って、そこで全ての子どもが体験するというプログラムとなっています。

干潟を体験してみたら、干潟につながる川はどうなっているのだろうかということで、ここでは川での水生生物の調査をしています。職員も先生と協力して、川でも生物を探してもらい、その川が綺麗かどうかを生き物を観察することで実感してもらおう授業です。なかなか今、川に入るといことがないので、こういった教育は子どもたちに結構人気があります。

## 座学でも干潟の持つ力を体験し、食物連鎖を学ぶ

そうしながらも、座学の中でもいろいろな体験を試みようということで、これは干潟の浄化作用を実験しています。この墨汁を垂らした海水を干潟の泥を混ぜて濾過すると透明な水になるということで、手前はそのまま海水を流すので当然黒いのですが、奥の方の干潟の泥を入れてみると、通した水が透明になるという、こういった干潟の浄化作用を学ぶ授業というのを体験してもらっています。

同じくこれも座学なのですが、鹿島の生き物たちのつながり、食物連鎖を学んでもらおうということをしています。いろんな生き物のかぶりものをかぶって、自然のつながりを自分たちで表現、子どもたちがしています。一番右の方が葉が落ちて腐葉土となって、それが川を流れて植物プランクトンを育て、真ん中の有明海に住むツゴロウやカニが食べ、肉食性のワラスボが食べ、それらを鳥が食べる、といった生物の多様性、食物連鎖を学ぶというような授業をしております。

冬場、渡り鳥のシーズンには、肥前鹿島干潟の方に出て野鳥観察を行っています。また、こういった鹿島市の森川里海干潟と自然のつながりを体感してもらうことで、この素晴らしい自然環境を大切に思っていて欲しいと、平成27年から行ってきた環境教育プログラムは、令和7年10月累計で319回実施しています。

## 『らむさーるだより』『かしまのしぜん わくわくブック』

### ～環境教育プログラムの工夫

こういった環境教育を行っていく中では、いろいろな工夫が必要です。鹿島市で行っている工夫の一つとして『らむさーるだより』を発行しています。鹿島市内の小学4年生から6年生を対象にして、鹿島市の自然環境や世界が抱える環境問題を、マンガ形式で子どもたちに伝わるようしています。2016年から発行して今年100号を迎えました。

こちらは環境教育に使用している副読本『かしまのしぜん わくわくブック』です。こちらもマンガやイラストを多用して、子どもたちが楽しく手に取ってもらえるような形に

しています。実は先ほどのらむさーるだよりもこのわくわくブックも、どちらも市の会計年度職員さんが自分で描いたイラストを使ってもらっています。これは多分鹿島市ぐらいにしかできない、非常にありがたい教育をやっています。

### 小学生が学んだ鹿島市の環境を学習発表～登録 10 周年記念シンポジウム

こういった教育を続けておりました、肥前鹿島干潟も先月 10 周年の記念シンポジウムをしました。これは授業の中で小学生がずっとやっていたことを、舞台の中で発表したという形になります。干潟の体験や川での水生生物の調査とか、鹿島の自然を守っていくという決意などを、劇でやっています。最初は学習成果発表をやってください、と学校に言ったのですが、学校の方で一生懸命子どもたちがいろんなことを考えて、劇という形でやってくれました。子どもたちは練習に取り組んだり、小道具を作ったり、学んだことを余すことなく発表して、すごく観客の人たちも涙腺が緩くなってしまふ発表となりました。

最後に市長とトークセッションをして、干潟でこんなことしたいねという夢を率直に語り合いました。

### 授業最後に実際に捕獲した生き物を紹介・解説

生き物の干潟体験は、ガタリンピックの会場である道の駅かしまの前で行っています。ここにはシャワー施設がありますので、子どもたちが泥まみれになってシャワーを浴びている間に、一生懸命子どもたちが見つけた生き物について、職員が調査結果を取りまとめる。こんなものを取ったよと、授業の最後に捕獲した生き物を紹介して、解説するという内容になっています。真ん中に写っているのが室井先生といった市の職員なのですが、学校の子どもたちには先生、先生と言われて、ちょっと左の下にいるこの職員さんがずっとイラストを描いてくれている職員です。

こういった環境教育プログラムを続けて、生物リストを作り、地域での環境保全活動を取りまとめて申請した結果、新たに道の駅かしまの周辺が、「ななうら 干潟とめだかの里」ということで自然共生サイトに今回登録されました。先ほど環境省の川越課長の方からもありましたように、30 by 30 の推進のため貢献している区域という形で、先月、ななうら干潟とめだかの里自然共生サイトの登録という形で認定証をもらってきたところです。

以上、駆け足となりましたけど、ご清聴ありがとうございました。(拍手)

田開：鳥飼さん、どうもありがとうございました。最後、子どもたちが自由に劇で発表するというのは、まさに湿地教育の幅広さ、自由さが本当に生かされた好例だと思いました。

それでは続きまして、片品村村長の梅澤志洋さんのご報告となります。「片品村の環境学習と地域連携について」です。梅澤さん、どうぞよろしく願いいたします。

### 3) 片品村「片品村の環境学習と地域連携について」

片品村長 梅澤志洋

皆さんこんにちは。ご紹介をいただきました、群馬県片品村の村長の梅澤でございます。実は私、10月21日に告示された村長選挙でなんとか3選をさせていただきました。野木町の真瀬町長からラムサールでねと言われたものですから、なんとか釧路に来てよかったなと思っています。ちょっと勉強不足な面もありますけれども、一生懸命喋らせていただきます。

#### 尾瀬国立公園の麓に位置する片品村



片品村は、東京の練馬インターから約180kmのところであり、約2時間で来られるくらいだと思います。関東地方で唯一特別豪雪地帯に指定されており、尾瀬ヶ原ではだいたい4~5mぐらい雪が降るのかなというところですよ。面積は約390km<sup>2</sup>、その中で森林が92%ぐらいあります。

人口はちょっと減ってきてまして、3,900人ぐらいで今推移をしているところですが、実は群馬県は出生率の数字が全国で一番いいということで、私どもの村でもなんとか頑張っているつもりです。先週土曜日の日本経済新聞に掲載さ

れていますが、過去10年くらいあまり出生率が下がってないということで、非常にお褒めの言葉をいただいているところです。

片品村は春から秋にかけてハイキングシーズンがありますし、ご存じのように尾瀬国立公園、日光国立公園、また日本百名山が3つ、スキー場が5つあります。そんな中で4,000人弱の村民が一生懸命頑張って生きているというのが片品村です。

次に尾瀬国立公園についてご紹介したいと思います。尾瀬国立公園は、日光国立公園から2007年に独立して、その関係で私どもの村が日光国立公園と尾瀬国立公園という2つの国立公園を持っている村ということになっています。全体は約3万7,000ha、群馬県と新潟県、栃木県、福島県にまたがっています。尾瀬の湿原は約8,700haあり、皆さんがご存知の尾瀬ヶ原と言われるものが約760ha、おおよそ片品村の面積であるというふうに理解をしているところです。福島県の檜枝岐村の部分も少しあります。

皆さんご存知のとおり、尾瀬といえば木道だというふうに思っておりますけれども、尾瀬全体で約60kmございます。老朽化その他で大変な思いをしています。木道1m整備するのに約20万円かかるということで、今日は環境省の方もいらっしゃいますので、あまり大きな声が出ませんが、やはり木道・登山道整備というのがやはり急務だと思って

いるところです。尾瀬は、片品村にとっては村を代表する観光地でありますし、自然保護の象徴でもありますし、自然保護発祥の地とも呼ばれております。ゴミの持ち帰り運動というのも多分尾瀬が最初ではないかなと思っところではあります。

そんな中でラムサール条約に登録をされたのは 2005 年でした。尾瀬国立公園を中心に、観光、環境学習や地域連携に通じた様々な取組みを行っています。

### 全国的にも珍しい自然環境科がある、群馬県立尾瀬高等学校との連携について

そんな中で、群馬県立尾瀬高等学校というのがあります。非常に人数は少ないのですが、全国的にも大変珍しい自然環境科というのがございまして、書いてあるとおり、大変豊かなフィールドの中で体験をしたり、探究型の学習を通じて問題の発見、解決能力を養い、自然との共生を図れる人づくりを目標とした、全国でも非常に珍しい学科であります。教室だけではなく、尾瀬に行ったり、地元の百名山に行ったり、いろいろな体験型の学習が非常に盛んだなというふうに思っています。

そんな中で、自然観察、環境調査、また実習は本格的でさまざまな賞も受賞しております。私は首相官邸には行ったことはありませんが、この高校生たちは昨年、石破総理から賞をいただいたということで、非常にいろんな賞をいただいているのは確かです。新しい教育空間を目指した木造校舎も群馬県の方に建てていただきまして、非常に特異な学校といえますか、非常に先進的なこともやっいただいているので、村の子どもたちもたくさん行っています。ここ北海道からも今の在校生はいます。ちなみに昨年はアリを研究する高校生がおりまして、それを研究するために尾瀬高校に来たということで、いろんなところのアリを研究していました。そんな中で琉球大学の先生と知り合いになって、非常に評価をいただいて、卒業したら琉球大学の方に今 1 年生で行っています。そんな非常にユニークな高校がございまして。

その尾瀬高校と関連しまして、地域中高一貫教育ということで、片品中学校の生徒も自然観察会というのを一緒にさせていただいています。「身近な自然の再発見」をテーマに、尾瀬にも行ったり、地元の上州武尊山という山にも度々行ったりして、片品村の自然の良さを一生懸命学んでいただいていると思っております。

また、全国的にもユニークなのが書いてある通り、「尾瀬ハートフルホーム・システム」というのがあります。非常に遠くから、親御さんのもとを離れてこの学校に来ているということで、私どもの片品村の中にホームステイをして学校に通っていただいているということです。群馬県の方からも補助金も出していただき、なんとかいい教育、自分のやりたいことを、やりたいようにやるということで、いろんな方にお世話になってこういうシステムができております。全国的にも非常に珍しいのではないかなと思っております。

この尾瀬高校は実は私どもの村にあるのではなくて、私どもの隣の沼田市にあります。ただ、先ほども申したように、授業の一環としてやっているのはほとんど片品村の中ということで、村としても誇りを持ってこの高校を見守っている、というのが実感であります。その中で先ほども言ったように、中学生も一緒になってやっているということです。

その他に、片品小学校では 5、6 年生になりますと、いろいろな尾瀬のことについてガイドさんの支援を受けながら調べたり、現地学習を行ったりしています。5 年生では「尾瀬に携わる人々の思いや願い」ということを、6 年生では「片品村・尾瀬の未来と自分たち

の生活」ということで学習をしています。

## 尾瀬に関わる最新の状況

尾瀬に携わる人ってたくさんいるのですけれども、歩荷さんという荷物を運ぶ方がいます。担ぐ人は1回に80kgぐらい担いで3~4km歩いて、山小屋に生鮮食料品などを送り届けています。今5人くらいいらっしゃいますかね。その中の一人の歩荷さんが、登山道整備と名を打ってクラウドファンディングを始めました。昨年、一昨年ですかね、約2,500~2,600万円集めていただきまして、それを群馬県の方に寄贈して登山道整備に役立てて欲しいということで、その寄付が今、尾瀬沼に行く登山道整備に使われています。

いろんな方がいらっしゃいますけれども、地元の方々が山小屋に携わるのはもちろんなのですけれども、最近では外部の資本の方も来ています。これは福島県の山小屋ですが、例えばナイフとフォークで夕食を食べるといような山小屋もできてきました。また、尾瀬に入山する75%くらいが私どもの村から入ります。その中の60%以上が入山する鳩待峠というのがありまして、そこに今年度星野リゾートという皆さんご存じだと思いますけれども、山小屋がオープンしました。6月に予約を始めて20日間ぐらいで、オープンが9月、10月の2ヶ月間だったのですが、多分2~3週間でいっぱいになったと思います。

そんな中で注目されているのはいろいろありますが、一番の注目はその中の10%はインバウンドの方が尾瀬にも入ってきているということです。韓国、中国、台湾の東南アジアの方々と東アジアの方々が多いです。先ほど言ったスキーも一緒となって、だんだんインバウンドが私どもの村にも多くなったのかなというふうに思っているところです。

## 村民参加型イベントを複数回実施~尾瀬かたしなゼロカーボンパーク実行委員会

そんな中で私どもが、2022年4月に環境省のゼロカーボンパークというのに登録させていただきました。全国で7番目、村としては国内で初めての登録でした。登録されてすぐに、尾瀬かたしなゼロカーボンパーク実行委員会というものを設置しました。地域の観光資源を自分たちで守る、守っていくことを目的に作った委員会です。

いくつか紹介しますが、例えば外来植物オオキンケイギクというのは黄色い花ですけれども、これ外来植物なものですから、それを皆さんで採って草木染めにしたこともありますし、尾瀬スペシャルツアーと名を打って、小学生から村の人で参加できる方はゴミ拾い村民dayということで、尾瀬の方に来ていただくようなこともしています。またこれとは別に商工会、村議会議員の方々にも尾瀬に行っていていただいて、ゴミに関してはきれいにすることが大事だということで、一生懸命活躍をさせていただいています。

ゼロカーボンパーク実行委員会の中のイベントを今いろいろやっており、私どもの役場の横に道の駅尾瀬かたしなというのがあり、そこをイベント会場にしまして、多くの方に来ていただいて、尾瀬やいろいろなことを知っていただくということで開催しています。今年度はダンボールコンポストという講習会をやりました。皆さん非常にいいということで、これからも一生懸命考えていきたいなと思っています。

それから今年もう一つやったのが村民限定の尾瀬乗合バス・タクシー乗車券無料事業です。実は子どもたちは先ほども言ったように尾瀬へ行きますが、親御さんはあんまり行かなくなっている。尾瀬は交通規制をして普通の車は入れず、乗合バスで登山口まで送迎し

ています。そこのバス代を交通事業者と村で半分半分で負担して、村民の皆さんを無料で尾瀬の登山口まで送りましょうという事業を始めてみました。まだまだ浸透していませんが、今年は200人近くに行っていただいたのかなと思っていますところ。

### より地域への誇りや愛着が深まり、将来的に地域を守り、支える心を育む

だいぶ時間になってきましたので、早速まとめていきたいと思います。小中学校で尾瀬や片品村の豊かな自然について学ぶことや、地域で連携して人材教育を行うことは、より地域への誇りや愛着が深まり、将来的に地域を守り支える心を育むと考えます。

また、尾瀬を基点に、地域住民が主体的に自分たちの手で自然を守る意識を育むことは、地域の誇りや連帯感を高め、環境教育、地域振興にもつながると考えております。私が選挙で言ったのは、やはり3,900人の小さな村ですから、地域で喧嘩をしたり争いごとをしたりしている場合ではないと。地域が一体になって村をどうするかということを、みんなで考えましょうということが一番だということを訴えて、選挙も話をさせていただきましたし、この村が良くなるには、やはり地域一体と共に官民連携ということで、いろんな一般企業の方々に入ってきていただいて、この村をうまく村民のためにやっていく。これが私の目標だと考えているところです。

自然は大事ですし、守らなければならないのですけれども、そこに生きている生物と共生して、持続可能な村を作っていくということが一番の目標でございます。大変ありがとうございました。

田開：ありがとうございました。笹川さんのご指摘にもあった、教育と人格の完成を目指すには、小中の連携はもちろんなのですが、高校、もっと言うと今回大学やユースともつながりがある、さらには定住人口までつなげることが大事である、そういった話と受け止めました。ありがとうございました。

それでは次は、豊岡市長の門間雄司さんからのご報告となります。「豊岡市の湿地教育における大学・大学生との関わり」です。それでは門間さんよろしく願いいたします。

## 4) 豊岡市「豊岡市の湿地教育における大学・大学生との関わり」

豊岡市長 門間雄司

兵庫県の日本海に面している豊岡市から参りました。市長の門間です。今、田開先生から小学校、中学校、高校、その後に大学と話がありました。今回、大学生との関わりということでお話をさせていただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

最初にこの風景を見ていただきたいのですが、豊岡市での湿地との関わりは、特別天然記念物であり羽を広げると2mにもなるコウノトリと切っても切れないものです。少しラムサール条約のことでお話をさせていただきますと、コウノトリ野生復帰の取組みとして湿地の再生と創造を進め、多岐にわたる湿地のタイプが特徴的なところだと認識しています。スライドの奥が山、手前の方が海なのですけれど、真ん中に流れている円山川、この

流域がラムサール条約登録湿地になっています。ここは 10km ぐらい上流側に行っても、高低差が 1m できて、非常に流れが緩やか、裏を返せば奥の山の方から水が出てくると、ちょっと盆地になっているので、すぐに水浸しになってしまいます。ですから、湿地の中に街があるといっても過言ではない、そういった地形的な特徴を有しているところです。



### コウノトリ野生復帰の取組み

前段で申し上げましたようにコウノトリの野生復帰と切っても切れないということで、ここで少し説明したいと思います。1971年に野生コウノトリの最後の1羽が私たちのまち豊岡で死亡して、日本のコウノトリは一度絶滅をしました。ラムサール条約の採択も1971年と認識しております。ちなみに、私が生まれた年も1971年ということでございまして、1971年というのは豊岡にとっては大変重要な年になります。その年に野生のコウノトリが絶滅しました。

豊岡市では、絶滅に先立つ1965年からコウノトリの保護増殖に取り組んでおり、飼育下で増やしたコウノトリを2005年に初めて放鳥しました。今年で放鳥からちょうど20年。今では、絶滅したコウノトリの野生復帰に成功しまして、550羽以上のコウノトリが全国の空を舞っております。ひょっとすると皆さんの町、また皆さんのお近くの町にもコウノトリが舞い降りたということで、ニュースになったことがあるかもしれません。

### 多様な水辺環境で構成～ラムサール条約湿地「円山川下流域・周辺水田」

ラムサール条約湿地「円山川下流域・周辺水田」という名称です。コウノトリ野生復帰に取り組んできた川、水田、湿地など再生した多様な水辺環境が、コウノトリを始めとする様々な生き物の生息地として評価をされまして、2012年にラムサール条約湿地として登録されました。奇しくも同じ年に条約湿地となり、今日も来ておられる渡良瀬遊水地の方でも、5年前からコウノトリが繁殖を始めまして、水鳥の生息地、コウノトリの生息地として湿地がどれほど重要であるかを、再認識しているところです。

これがラムサール条約湿地「円山川下流域・周辺水田」のマップです。母なる川、円山川を中心として、休耕田をコウノトリの餌場として再生をした湿地、そして円山川の両側に広がる堤外の田んぼを自然再生した大規模な湿地、また、下流域に広がる肥沃な水田を含む多様な水辺環境で構成されています。ちなみに私の家がここできて、エリアのすぐ横に住んでいます。湿地の中に住んでいる首長ということで、ご認識いただければと思っています。

ちなみに水田ではコウノトリ野生復帰の取組みでブランド米を作っておりまして、今年は少し米の値段が高くなっている状況の中で、無農薬は60kg、4万1,000円でJAさんの方に買い取っていただいています。1kgに直すと683円、これはJAさんの買取額ですの

で、市場に出るとさらに高くなるということで、コウノトリの生息域を守りながら一次産業のブランド化に取り組んで、成果を上げつつあると少し自負させていただいているところです。

### 多様な水辺環境を活用した湿地教育

豊岡市の湿地教育は、今お話しした多様な水辺環境を活用しています。本日はその中でも大学、大学生との取組みに絞ってお話をさせていただきたいと思います。

ここに豊岡の湿地をイメージしていただくように、6つの写真を準備しました。左上の写真は、私が住んでいるすぐ隣ぐらいですね。円山川の河川敷です。上段の真ん中が休耕田を利用し餌場として保全しているところです。そして、右側は休耕田となっていたが、これからお話しするボランティアさんの協力を得て、今では湿地として保全・維持に取り組んでいるところです。左側が水を貯めている水田の状況、真ん中が海に近いところで、ハチゴロウと名付けた野生のコウノトリが好んで飛来した場所です。その湿地を整備しコウノトリの名前を冠にして「ハチゴロウの戸島湿地」と名付けて、観察棟を建ててコウノトリを観察しながら湿地も見られる、そういった拠点を設けています。そして右側、これも私が住んでいる場所のすぐ近くですけれども、国交省さんが湿地を整備していただいた場所です。ちょっと行政の話になって恐縮ですけれども、河川環境事業のお金を使って土地を買収して湿地（加陽湿地）の整備をしたというのは、近畿地方整備局管内では珍しいと伺っておりまして、非常に特徴的な取組みであろうかと認識しております。

### 研究への支援と豊岡とのつながりの創出～コウノトリ野生復帰学術研究奨励補助制度

コウノトリ放鳥前の2004年、大学生・大学院生向けの学術研究奨励補助制度を作りました。学生さんが行うコウノトリ野生復帰に関する研究への支援です。生物学だけではなく、社会学や経済学の分野の研究もあり、2015年までの間に個人やグループで70以上の研究が行われました。この補助制度では、豊岡市をフィールドに研究することを条件とし、大学の所在地から豊岡市までの旅費などを支援しました。大学生を支援し、研究者となってからも豊岡とつながりを持ってもらうことを目的の一つといたしまして、実際に大学を卒業された後に研究者となって、今でも関係が続いている実例もございます。本日も出席の田開先生にも使っていただきました。この発表も研究していただいた成果ということですので。

### 県立大学大学院への職員派遣と研究への支援・協力

大学研究機関との連携として、豊岡市内に県立コウノトリの郷公園というものがありまして、その敷地内に兵庫県立大学大学院の地域資源マネジメント研究科を設置していただいております。

地球科学（ジオ）、生態学（エコ）、人文社会科学（ソシオ）と言われる3つの研究分野を持っていて、豊岡市からも2014年から10人の職員を派遣し、様々な研究を行っていただいております。その大学院への派遣期間終了後には、研究成果が業務に直接生かされているケースもあります。

研究への支援・協力として、ヒアリングやアンケート調査の共同実施や各種の調整、デ

ータ提供なども行っています。一番上に大正大学の本田裕子教授のことを載せていますが、学生時代に先ほど申し上げました学術研究奨励補助制度を活用して、住民とコウノトリの関係性などを研究していただいていたいました。今年度、コウノトリ野生復帰に関する意識調査として、放鳥約 20 年後のアンケート調査を行っていただいているところです。

## 大学院のフィールド実習の実施や保全活動～次世代の育成にも貢献

フィールド実習もご紹介させていただきます。2011 年から東京大学大学院と「生物多様性と農業」をテーマにした単位認定の実習を実施しています。生物多様性保全と農業の両立や生態系を活用した防災・減災、いわゆる ECO-DRR です。例えば、洪水対策としての湿地の保全や再生、水田の貯水機能の効果検証等が研究テーマ分野であると伺っておりますけれども、その ECO-DRR などについて豊岡をフィールドに調査や実習成果の報告会などを開催しています。その際には、生き物の生息場所を作る保全作業も行っています。

2017 年からは国際ボランティア学生協会、通称 IVUSA のメンバーの方々が、これは田の結びと書いて「タイ」と読むのですけれども、田結湿地で生物多様性の保全について学ぶとともに、その学生さんたちに保全活動を手伝っていただいています。毎年、どうすれば生き物が増えるかを考えながら、作業実施をしていただいているところです。年に数回作業を行いまして、秋には 50 人を超える一泊二日の大規模作業も行っています。田結湿地の地元のガイドグループで、「案ガールズ」と称して活動している方々や、「コウノトリ KIDS クラブ」という子どものクラブ、また市内の私立の近畿大学附属豊岡高校・中学校の自然科学部の皆さんとも一緒に活動いただいています。今では地区の秋祭りで、地元の人と一緒にだんじりを引くなど、交流が深まっているところです。

兵庫県立大学大学院の学生さんたちに湿地教育のサポートを行ってもらうこともあります。コウノトリ KIDS クラブや IVUSA が行う生き物調査では、講師をお願いしています。豊岡をフィールドに研究を続けているからこそその知見を生かして、次世代の育成にも貢献していただく、そういった仕組みも構築をしています。

## 豊岡市の特徴的な取組みを実習形式で学び、アイデアにまとめる

### ～兵庫県立芸術文化観光専門職大学の地域創生実習

豊岡には 2021 年に新しい大学が開学しました。兵庫県立芸術文化観光専門職大学と名付けられている大学です。この大学は演劇やダンスなどのパフォーマンスアートと観光を学ぶ公立の大学ですけれども、1 学年 80 名定員の小さな専門職大学です。その 2 年生以上が行う単位認定の地域創生実習は、豊岡市の特徴的な取組みについて、実習形式で学んでいただく仕組みになっています。その中の 1 つにラムサール条約湿地やコウノトリ野生復帰があります。実習では、田結湿地やハチゴロウの戸島湿地、加陽湿地などの見学やヒアリングなどを行い、利活用や取組みの普及啓発などについてアイデアをまとめてもらいました。

今、ご紹介したように、豊岡市では、大学や学生さんたちとの様々な協働・連携・支援を通して、研究・教育・地域づくりを一体的に進め、自然と人が共に生きるまちづくりを目指して、これからも取組みを進めてまいります。ご清聴ありがとうございました。(拍手)

田開：ありがとうございました。大学のある街、そのまちづくりということで、さらには大学教育との連携では単位認定もつなげられて、継続性も担保されているといったところが非常に特徴的だなと感じました。

それでは、続きまして、小山市長の浅野正富さんからのご報告となります。「渡良瀬遊水地における湿地の賢明な利用と湿地教育の推進」です。浅野さん、よろしく願いいたします。

## 5) 小山市「渡良瀬遊水地の賢明な利用と湿地教育の推進」

小山市長 浅野正富



皆さんこんにちは。小山市長の浅野です。ただいま、豊岡市の門間市長の発表があった後に、私の発表となるのですが、渡良瀬遊水地は円山川下流域・周辺水田のラムサール条約湿地に登録と同時登録でした。また、コウノトリの放鳥が行われている豊岡に学んで、いろいろご助言・ご指導いただいて、現在、渡良瀬遊水地の方でも6年連続でコウノトリが野外繁殖しており、大変縁が深く、その豊岡市の後に発表するということで大変光栄です。

今日はまた、渡良瀬遊水地から4市町が来ています。皆さん、先ほどの総会資料をお持ちでしたら、釧路市宣言の後の名簿を見ていただきたいのですが、全部で74の自治体が会員になった中で、52番の茨城県古河市から57番の埼玉県加須市まで、この4県4市2町が渡良瀬遊水地の関係自治体になります。今日は、この会議の幹事を務められている大川秀子栃木市長、野木町の真瀬宏子町長、そして加須市の角田守良市長がお見えになっておりまして、私が代表する形で小山市とその周辺自治体を含む渡良瀬遊水地における賢明な利用と湿地教育について、ご案内させていただけたらと思います。

### 『田園環境都市おやまビジョン』を策定して、まちづくりを進める～栃木県小山市

最初に、小山市の説明をさせていただきます。栃木県小山市は、栃木県の一番南にあたる市になります。町では野木町が一番南になりますが、市では小山市が一番南ということで、人口16万6,000人、宇都宮市に次ぐ栃木県第2の都市になっています。また、ご覧になってわかるように、東北新幹線が通っておりまして、東京から約40分で小山に来ることができます。さらに、JRの在来線も、南北に東北線、東に水戸線、西に両毛線という

ことで交通の要衝です。国道も4号線、新4号線、国道50号線と、東西南北につながる国道があります。そして、これは小山市の西の方から市街地に向けて撮った写真ですが、この農地と市街地の間に、思川という一級河川が流れています。この思川の西側が田園地帯、東側が市街地ということで、田園環境と都市環境のバランスの良さをこれからも維持していこうと、今年3月に『田園環境都市おやまビジョン』というのを策定して、まちづくりを進めております。

#### 4県4市2町にまたがり、治水・利水・貴重な湿地環境の3つの機能を有する渡良瀬遊水地

これが渡良瀬遊水地です。3,300haあり、小山市はわずか260ha、7.9%しかありません。一番大きな自治体は栃木市で71.2%で、一番北から東時計回りで栃木市、小山市、野木町、古河市、加須市、板倉町と4市2町に分かれております。

この渡良瀬遊水地というのは、足尾鉍毒事件ですね、鉍毒被害を防ぐというようなことで、かつてあった谷中村というところを廃村にして遊水地化しようという計画で、明治からこの買収が始まり、大正時代にいったん完成するのですが、第1調節池、第2調節池、第3調節池の3つの調節池に今は分かれています。この栃木市と字が書いてあるところ、ちょうど川に挟まれたところが第3調節池。小山市の下のところが第2調節池、そして一番大きい部分が第1調節池となっています。

春にはヨシ焼き、夏にはツバメのねぐら入り、秋には金色のヨシ原、そして冬には猛禽類のチュウヒの日本有数の越冬地になっていて、四季折々の魅力があり、先ほど言ったとおり、コウノトリが6年連続で繁殖しています。コウノトリが繁殖しているのは、第2調節池の小山市側にある人工巣塔でして、そこに巣作りをして繁殖しています。

渡良瀬遊水地は3つの機能を有しており、治水、利水、そして貴重な湿地環境としての湿地生態系に基づく生物の多様性の宝庫ということになります。

治水の関係では、下流にある利根川が大雨や台風などによって洪水になりそうなときに、この遊水地の中にその思川、巴波川、渡良瀬川という利根川に下る川の水を、越流堤を越えてここに溜め込むということです。1億7,000万t溜められるのですけれども、2019年10月の台風19号の時に、1億6,000万t、95%溜まりました。左に草原・湿原があって、真ん中に池があるのですが、2019年の時はもう全体が湖のようになりました。

先ほども見ていただきましたが、第1調節池の中にハート型の湖があります。これが面積4.5km<sup>2</sup>、貯水容量2,640万m<sup>3</sup>ということで、生活用水を首都圏の方に供給する、上流のダムと連携しながら首都圏の水がめの役割を果たしています。

一番下の写真は貴重な湿地生態系として、生物多様性の宝庫ということですが、約1,500haのヨシ原が広がり、コウノトリやチュウヒを始めとする鳥類や、トネハナヤスリという大変珍しい植物が足元に踏んでしまうぐらい繁茂するような、そういう貴重な動植物が生息・生育しております。また、このヨシ原の低層湿原ということで、日本を代表する低層湿原としてラムサール条約湿地に登録されています。

#### 市民活動によってラムサール条約湿地に登録された渡良瀬遊水地

また、渡良瀬遊水地も釧路湿原と同じように、市民活動がなければラムサール条約湿地に登録されることがなかった場所です。1990年代から様々な市民活動が行われており、エ

コミュニティ化を目指した「渡良瀬遊水地を守る利根川流域住民協議会」、将来コウノトリが生息できるようにとコウノトリをモチーフにした「わたらせ未来基金」です。さらに、日本野鳥の会の会長だった柳生博さんや、豊岡市の前の中貝市長をお招きして、条約湿地登録とかコウノトリの野生復帰というようなもののシンポジウムを行ってきました。そういう中で、国土交通省がこの湿地の乾燥化を防ぐということで、「渡良瀬遊水地湿地保全・再生基本計画」を策定し、掘削による再生計画を立てて、その事業が始まったことで条約登録の機運がまとまり、2012年に登録されました。この登録の取組みとしては、先ほどから言われております「保全・再生」、「賢明な利用」、「CEPA」の取組みを進めています。

一番左上の写真はヨシ焼きで、従来から行われています。約1,500haあるヨシ原を全部焼いて、害虫防除とか良好なヨシ原形成ということで行っています。上の真ん中の写真が、湿地を掘削によって再生して、池や水面を作っていくと、最初にヤナギやセイタカアワダチソウが繁茂して、ヨシが追いやられてしまうということで、そういう外来植物の除去作戦を行っています。右側はブルーギルやブラックバス外来魚の除去、真ん中左がふゆみずたんぼという有機米の取組み、右側がヨシ灯りといってランプシェードのようなものをヨシで作っています。一番下が特別栽培米「生井っ子」、真ん中が2019年にできたコウノトリ交流館で、皆様に訪れていただくような施設です。さらに一番下の右側が、エコツアーリズムガイド協会というガイドさんが、全小学校3年生の時に渡良瀬遊水地を見に行きますので、それをガイドしている様子です。丸の中にあるのが副読本です。登録した翌年ぐらいから小学校中学年・高学年、中学生用を作成し、この副読本を使った環境教育、湿地教育を行ってきました。

これは先ほどのことをまとめた年表です。渡良瀬遊水地のラムサール条約登録の動きとコウノトリ、トキの動きが非常に連動しています。渡良瀬遊水地の登録は2012年ですが、その前の2005年にコウノトリ野外放鳥、2008年にトキ野外放鳥、さらに関東エリアでコウノトリ・トキを目指すエコロジカル・ネットワークや、自治体フォーラムというものができ、2012年にラムサール条約湿地に登録され、2015年には野田市でコウノトリの野外放鳥を行っています。

## コウノトリなどの餌場環境づくりとネットワーク～野外繁殖までの道のりと今後

先ほどお話ししたふゆみずたんぼ・なつみずたんぼというのは、この環境周辺の生息環境を良くして生物を増やして、コウノトリに餌場を作ろうということで、ふゆみずたんぼが冬場にたんぼに水を張ったもの、なつみずたんぼというのは、麦を刈り取った後に水を張って、そこに水生生物が繁茂できるようにして、給餌とか採餌ができるような環境づくりです。

コウノトリ・トキの舞う関東自治体フォーラムは2010年に、関東エコロジカル・ネットワーク推進協議会というのが2013年にできました。そして、この関東自治体フォーラムが中心になり、コウノトリの飼育・野外放鳥を行っています。左側が野田市のこのとりの里、右側は今鴻巣市が行っている天空の里という飼育施設です。野田市では2012年から飼育を始め、2015年には放鳥が行われ、そして2022年には鴻巣市でも飼育が始まっています。

これはコウノトリが野田で放鳥された後の年表です。2018年に小山市の第2調節池内

に人工巣塔を造ったところ、そこに野田から放鳥された「ひかる」が飛んできて、定着しました。そして、2020年に鳴門で生まれた「歌」とペアとなって雛が誕生しました。しかし、「歌」はその年に亡くなってしまいます。ところが、翌年にまた野田で放鳥の「レイ」と「ひかる」がペアとなって雛が生まれ、6年連続の繁殖ということになっています。さらに2022年には、栃木市の第1調節池、第3調節池にも人工巣塔を整備しています。

そして、2022年にはラムサール条約のCOP14に私が赴きまして、湿地教育に関する、あるいは賢明な利用に関する取組みをサイドイベントでお話ししました。現在コウノトリの繁殖は6年連続ということで、来年は石川県でトキの放鳥が予定されています。トキも飛んでくるような渡良瀬遊水地を目指しております。

こちらは今年6年連続の野外繁殖となったヒナの写真ですが、これまでに渡良瀬遊水地からは14羽、今年は関東圏で21羽の幼鳥の巣立ちが確認されて、巣立ち個体数は52羽となっています。そのうち48羽が、野田市由来のコウノトリです。先ほどお話ししたトキの関係では、環境省の「トキと共生する里地」に選定されており、この関東自治体フォーラムの18市町村が名乗りを上げて、将来トキが渡良瀬遊水地周辺を始めとする関東に、定着・繁殖を目指しています。

## 遊水地周辺小学校のオンライン交流学習と体験学習

渡良瀬遊水地周辺の小学校では、オンライン交流学習をしています。先ほどお話しした最初のメスだった「歌」が鳴門から飛んできたということで、鳴門市の堀江北小学校と小山市の下生井小学校が交流しました。また、寒川小学校では野田市の福田第一・第二小学校とオンライン交流するというようなことで、交流学習を進めております。

いろいろな課題を子どもたちが与えられて、それに対して研究調査をして発表することなのですが、やはり発表というものが、この湿地教育の中で大変重要なのかなと思います。自分たちが学んだことが伝わるということが、非常に子どもたちにとっていい影響が出ると思っています。

コウノトリの巣作り体験も行っています。コウノトリはくちばしと足だけでこの巣を作るわけですが、これは人間がみんな手を使ってやっているわけです。実際の巣よりも8割ぐらいの大きさなのですが、その巣を作るだけでも大変だということを子どもたちが学んでいます。

さらに、渡良瀬遊水地で生き物調査をしたり、またエコツアーガイド協会のガイドから、ヨシ原が乾燥化するとオギという植物が入ってくるのだけれど、ヨシとオギはどう違うか、というような説明を受けたりしています。

## 関係市町村会議の皆さんと共に、国内外での湿地教育交流を進めたい

### ～アジア湿地学校ネットワーク

2022年11月にスイスで開催されたラムサール条約COP14で、この渡良瀬遊水地の取組み、環境学習も湿地教育も含めてですね、発表してきました。その際に、COP14で学校教育の中で湿地教育をやっていくということを奨励する決議が出ました。それは韓国、中国が提案した決議なのですが、その韓国の方からこれから「アジア湿地学校ネットワーク」を立ち上げたいと、協力を求められました。

その一環として、昨年12月には仁川広域市の教育庁の先生方が下生井小学校を訪れて、先ほどのオンライン学習を見たり、我々と意見交換しました。今年の5月には仁川広域市のクロツラヘラサギという絶滅危惧種の誕生会があり、そこに招待されまして、下生井小学校を卒業したばかりの子どもたちが発表をしてきました。その時には、本日基調講演をいただきました笹川先生、またコーディネーターの田開先生も、同行されています。非常に日本の湿地教育のレベルが高いということで、大変好評をいただきました。

そしてこの12月に、中国の海南島でアジア湿地学校ネットワーク設立総会が開催される予定です。私と5月に仁川に行った中学生が参加して、発表をしてくる予定です。このネットワークは、東アジアラムサール地域センター（RRC-EA）というラムサール条約の地域センターが事務局を担っており、これから日本の各自治体にもこのアジア湿地学校ネットワークにぜひ入っていただきたいと、呼びかけをしています。今回は小山市だけ行ってきますけれども、この後、またその状況を報告させていただきますので、この関係市町村会議の皆様とともに、これから国内外での湿地交流、湿地教育の交流を進められればと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

田開：浅野さん、ありがとうございました。浅野さんがおっしゃるように、子どもたちが伝えるといったことを通じて、非常にいい影響、いい学びの様子が見られたということで、私も参加して本当にそのように思いました。

それでは最後の発表になります。釧路国際ウェットランドセンターから、同センターの技術委員会委員長の新庄久志さんのご報告となります。「釧路国際ウェットランドセンターにおける地域レベルの国際協力と環境教育の普及」です。では、新庄さんどうぞよろしくお願いいたします。

## 6) 釧路国際ウェットランドセンター「釧路国際ウェットランドセンターにおける地域レベルの国際協力と環境教育の普及」

釧路国際ウェットランドセンター 技術委員会委員長 新庄久志

それでは、釧路市長がアウトラインをお話ししましたので、その資料編という内容で報告をご紹介しますと思います。

### 地域レベルでラムサール理念の普及のために

1993年にまさにここ釧路市で、ラムサール条約第5回締約国会議が開かれました。その時、最後に「釧路声明」という附属書が採択されました。その採択された内容が、「ラムサール条約は国際条約ではあるけれども、しかし、地域住民の理解と参加がなければ、国際的に重要な湿地を守りながらうまく利用していくことはできません。釧路会議はまさに地域の人たちのサポートで、今までにない成功を収めることができました。この経験を機会として、ぜひ地域レベルでラムサール条約の理念と普及を促進する、そういうネットワー

クを設立することを勧告します。」というものでした。

それを受けて、釧路地域ではラムサール条約登録湿地を抱えているそれぞれの自治体の専門家などを派遣して、一種のネットワークを作りました。それが今ご紹介している釧路国際ウェットランドセンターというネットワークなのです。よく釧路国際ウェットランドセンターへ、「私もそこでいろいろやりたいので、どこですか？」と聞かれるのですが、建物はないのですね。ここにある、ネットワークとしてある。ネットワークとしての活動を今、展開しています。



### 釧路湿原の調査・研究と、自然再生事業のモニタリング活動

そこで3つの主要な活動があります。一つは、ラムサール条約締約国会議で提案している、「今こそチャンスだ」というアピールがあった「湿地の再生」です。ラムサール条約登録湿地が、あちこちで壊れ始めている。いろいろ劣化してきている。それを再生しよう、「今こそ再生しよう」という呼びかけがありました。それを受けて2005年に自然再生推進法 Nature Conservation Restoration Promotion Law という法律ができたのを受けて、釧路湿原自然再生協議会というのを設立しました。釧路湿原のちょっと壊れてしまったところ、あるいは機能がちょっと失われたところを再生しようという取り組みです。北海道の場合は開発局というところがあり、これは国土交通省と農林水産省が一緒になった組織です。そこと環境省の3者が中心となって、地域住民と共に進めています。

ウェットランドセンターがリードする地域住民の活動の中に、この登録されているラムサール登録湿地の再生事業をモニタリングするという活動があります。ラムサール登録湿地の調査・研究を同時にしながら、再生している現状がどうであるかということをも市民自身が、その効果を見るというものです。先日も市民の人たちが直接再生事業の行われたところに出かけて行って、直線化した河川を再蛇行化することによって、ラムサール登録湿地に堆積する土砂をコントロールしよう、それが本当に成果としてあるかということ、成果を納めているか、効果があるかということ、市民がそこに行って調査をし、確認をする。「うん、確かに大丈夫だ」とか、「このところはもうちょっと課題があるな」といったレポートを市民レベルでまとめるという取り組みがあります。

### 地域レベルでの国際交流活動、連携活動～JICAの技術研修サポートと姉妹湿地提携

また、ラムサール条約の勧告の中に、「地域レベルでの国際協力、それが非常に重要です。なぜならば、渡りをする水鳥にはそれぞれのラムサール登録湿地の地域に根ざした保全活動が求められているからです」という勧告の内容でした。それで、現在は2つの地域レベルでの国際交流活動、連携活動を行っています。

1つは、JICA、国際協力機構と提携して、途上国や諸外国のラムサール登録湿地保全に

関する、あるいは渡り鳥の保全に関する技術研修をサポートするというものです。これは諸外国からそれを担当するスタッフを呼んで、実際に釧路地域や釧路地域外のラムサール登録湿地で行われている取組みの様子を研修してもらう。あるいは議論等々を通じて、その中身を高めるという研修、国際協力という取組みです。

もう1つは、もうご存知のように、渡りをする水鳥を守るということで、渡りをする水鳥そのものを守るためには、地域の人たちはどんなことに参加できるかということを探った、姉妹湿地提携という取組みです。これは現在登録されている54か所のラムサール登録湿地で、いくつかもしくは多くの湿地が国際協力の中で、姉妹湿地提携を結んでいらっしゃると思います。

私たちが行っている対象はオオジシギという鳥なのですが、このオオジシギは釧路、北海道の東部から越冬のために、オセアニアのオーストラリアのブンダル湿地というところまで渡りをする。このオオジシギの越冬地と繁殖地と両方の地域の住民が、情報交流を行うという、地域レベルでの国際協力の取組みが行われています。

## 釧路湿原での探求活動のサポートとオリジナル教材の提供

### ～学校教育と連携した湿地教育の普及

今まで皆さんの発表の中にもあった学校教育との提携では、これは最近になってから少しずつ展開するようになってきました。笹川先生が紹介したように、湿地教育が文部科学省の学校教育の中にも位置付けられるようになったことから、地域の小学校の学校カリキュラムの中に湿地の保全に関する内容を授業として、あるいはフィールドエクスカージョンとして位置付けるという取組みが、ここ数年に展開するようになっていきます。釧路国際ウェットランドセンターのスタッフが、それをサポートするという展開が行われるようになりました。

また、中学校はなかなか受験という課題があって難しいようなのですが、高校は探求という科目コースが随分ポピュラーになってきて、現在、地元の高校あるいは東北、本州の横浜の高校が釧路湿原をフィールドとして探求活動を行う、それをサポートする、という学校教育との提携を展開しています。

また、この学校教育で一番求められているのは、市長が報告したように湿地に関する教材を求めているのです。それで釧路湿原を学校教育として紹介するには、どんな教材が、どんなアプローチが必要かということを探り、研究して、そしてオリジナルの教材を学校教育に提供するという取組みが、最近展開するようになってきました。このオリジナルの教材の提供というのは、学校教育のそれぞれの学校で、それをさらにブラッシュアップして、学校教育の中で展開するという点で大いに生かされています。

## 「釧路湿原と共に」を合言葉に様々な取組みを展開

このように、釧路地域の人たちは、ラムサール条約に登録されたのが1980年ですので、すでにもう半世紀に近くなってきてきたけれども、やっと、と言ったら失礼かもしれませんが、地域の人たちが昔はヤチ（谷地）と呼んでいた釧路湿原を、誰もヤチとは呼ばなくなりました。釧路湿原というように呼称するようになりました。それまでに約半世紀がかりでしたが、しかし今は、いろんな釧路市民が「釧路湿原とともに」という合言葉で、

様々な文化的な、あるいは自然科学的な、スポーツでも様々な取組みを展開するようになってきました。

これからも釧路国際ウェットランドセンターは、地域自治体のネットワークとして、この市民の「湿原と共に」といった取組みをサポートしていきたいと思っています。どうもありがとうございます。(拍手)

田開：どうもありがとうございました。最後、「ヤチ」から「釧路湿原」への意識変容に関するお話は、まさに文化を作り上げてきた、その一つの成果だなと実感いたしました。

それでは以上で、こちらからあらかじめ指名させていただいた事例報告は、全て終了となります。この後、意見交換の時間を取ります。しっかりと 10 分間休憩を取りまして、その後、皆様と意見交換をさせていただければと思います。それでは 5 時 11 分に開始します。よろしく願いいたします。皆さん、どうもありがとうございました。

## 8. 意見交換

田開：タイトな休憩時間にご協力いただきまして、どうもありがとうございます。ここから意見交換というような形で、皆様とやり取りをさせていただきたいと思います。

まずは、複数の市町村と釧路国際ウェットランドセンターの取組みをご発表してくださった皆様、本当にありがとうございました。最初に湿地教育というテーマを掲げて、3 年間の成果を発表する最終の場、ある種の到達点ということで、少しハードルを上げてしまったと反省をしています。しかし、ただ単にこのような教育実践をやったという報告にとどまらず、これからの湿地教育で果たされる発展がいろいろな形で見えるような、そんなワクワク・ドキドキするような内容も多く含まれており、非常に素晴らしい発表をいただいて、本当にありがとうございます。改めてお礼を申し上げたいと思います。

一般的には、「教育」というようなことは、なかなか目に見えるような形で、成果を出すということは難しいと思います。ただ、その一方で、それぞれの営みの中でさまざまなストーリーがあって、特にこの市町村会議に加入、またはラムサール条約湿地に登録されてから、10 年、20 年、30 年と続けて来られた取組みであります。ですので、世代を跨いで、そこで育った方が卒業ないし育った後にまた戻ってきて、そこでの活動をまた続けて、またその次の世代が引き継いでいくという、そういったストーリーも恐らくあるのではないかなと思います。

または現在、交流人口や関係人口と言われるような形で、県外・市町村外から、様々なアプローチで湿地と関わるという、人づくりのあり方もあるのだろうなと思いました。

笹川さんが最初にご指摘されたような、教育の 1 つの目標は、人格完成ということがあろうかと思います。そうした中で、総合的な湿地教育といった視点が非常に大事だと、私自身認識しております。湿地教育というのは単なる教育実践の形、アウトプットや成果ということではなくて、そこから生まれてきた様々なストーリーや人づくり、または地域づくりにどう結びついていったのかという点を、最後に皆さんと考えていきたいと思っています。

時間の都合上で、我々からあらかじめ今回のご報告を受けての感想や、今後のまちづくりの方向性について、ご意見・ご感想をいただきたいと、ご指名をさせていただいております。まずはご指名させていただいた方からお話をいただければ幸いです。

初めに出水市長の椎木伸一さん、よろしくお願いいたします。

## 1) 出水市長 椎木伸一



はい、ありがとうございます。出水市長の椎木でございます。私のところのラムサール条約登録湿地は、「出水ツルの越冬地」ということで、令和3年11月に登録されたばかりでありまして、まだ新参者です。今日発表いただいた6事例の紹介についてはですね、我々の大先輩でいらっしゃいますけれども、いずれも素晴らしい、とても参考になる事例ばかりで、これからも引き続き見習っていかねばならないと思いました。

### 江戸時代から昭和にかけての干拓地～出水ツルの越冬地

出水ツルの越冬地は、江戸時代から昭和にかけての干拓地、人工の湿地ということでありまして、約478haになるかと思っております。

けれども、河川も一部あります。そういった中での「地域を支える湿地教育」ということで、新たに組み立てた教育・学習と、以前からやっていたものがありまして、それを紹介させていただきたいと思っております。

### 田んぼの学習や干潟の観察会などのラムサールレンジャーとしての活動

まず、先ほど鹿島市の鳥飼副市長さんがお話いただいたのに似た学習なのですが、ラムサールレンジャーという小学4年生から中学生まで15人程度、年に10回ぐらい活動をしています。田んぼの学習、干潟の観察会、うなぎの学校とかですね。カスミサンショウウオを見つけようとか、2月の「世界湿地の日」というのがありますよね。その時にその活動状況を発表してもらおうというものです。これはラムサール条約に登録していただいてから活動を始めたものです。

### 観光客に好評の、難関な「いずみツルガイド博士検定」

2つ目が笹川先生からもお話いただきましたが、「いずみツルガイド博士検定」です。これはですね、非常に恐ろしい検定でありまして、小学4年生から中学生までにツルに関する検定を小・中学校にお願いして、実施しています。毎年、約1,600人が受験しまして、

最終的に合格するのが 15、6 人から 20 人です。これは私も回答してみましたけれど、不合格でした。ここだけで言うておきますけれども、地元では決して言えない話です。

ツルガイド博士に認定された人は、冬休みや年末年始の休みの時に、観光客の方にガイドをするというようなことです。非常に好評でして、大人よりも子どものガイドを選んでくださるといふようなところで、大変助かっております。子どもたちも非常に自信につながるということです。

### 親子三代に渡る長い歴史を持つ、中学生によるツルクラブ

それからツルクラブの活動というのがあります。これはもう以前からありまして、2 つの学校でやっています。義務教育学校の鶴翔学園の中学部と、高尾野中学校のツルクラブがやっております、鶴翔学園の方は当初から、昭和 35 年からもう 65 年間になりますけれども、親子三代にわたってされているといふようなところもあります。また、高尾野の方も 29 年という歴史を持っています。これは羽数を調査する活動でして、今年は 11 月 22 日から 4 回調査をします。

出水ツルの越冬地は、ラムサール条約に登録するまで 2 年とちょっとの期間でできました。期間が短かったのも、彼らの今までの積み重ね、長年の羽数調査の協力のおかげだろうと思っています。

### ふるさと愛の醸成や定住に繋がる湿地教育

また、教育行政については、ラムサール条約に基づくような環境学習のことをですね、教育大綱の方にも入れてもらっております。

そして、以前から活動しています、読書活動日本一のまちづくり運動ということで、デジタルの時代ですけど、アナログの教育法ということで、いろいろな受賞もしております。そういったことが、ふるさと愛の醸成といえますか、そのことが定住にもつながりますし、また外に出ていっても、またふるさとに帰ってきてくれる、といふようなことに繋がるのだらうと思っています。

総合教育というお話がありましたけれども、私どもも総合教育を取り組んでですね、子どもたち、あるいは地域の活性化につながるような取組みを、これからもしていきたいと思っています。ありがとうございます。(拍手)

田開：ありがとうございます。私も調査・研究の関係で、出水市には何度も訪問させていただいていますが、鶴翔学園の前身のツルクラブの取組みは、本当に何十年にもわたって続けられているということでした。調査に伺うと、現在お父さん、お母さんになった方がツルクラブで過去に体験したものを、自分の子どもに教えているという、そういうストーリーも聞き取ることができました。ラムサール条約の登録年で見ると、比較的最近の登録という面もありますが、出水市のラムサール条約登録湿地を巡るさまざまな取組みの中に、まさに教育の営みが具体的な形で表れてきているのではないかなと思います。

それでは続きまして、浜頓別町長の南尚敏さん、よろしくお願ひいたします。

## 2) 浜頓別町長 南 尚敏

ただいまご紹介にあずかりました、浜頓別町長の南です。私のところは、北海道の北部に位置する宗谷管内にあります。今日は各市町村及び釧路国際ウェットランドセンターの事例をご紹介いただき、大変勉強になりました。湿地のワイズユースを促進させる、興味深い取り組みばかりで、本町としてもこの取り組みは大変参考になったところです。



### 日本に飛来する約 50%のコハクチョウが訪れる憩いの場～クッチャロ湖

本町の場合は、クッチャロ湖という湖がございまして、そこがラムサール条約登録湿地になっています。この湖は面積 1,600 km<sup>2</sup>、周囲約 30 kmの湖でして、最近では水深がかなり浅くなってきており、1m50cm ぐらいの湖です。

この湖は 1989 年に、日本最北のラムサール条約登録湿地として登録されました。春と秋には、日本に飛来するコハクチョウの約 50%が、ここに飛来しております。コハクチョウにとって、重要な休憩地となっています。北のハクチョウの里として多くの町民、そして訪れる観光客の方々にとっても、魅力ある状況になっています。

湖とその周辺の湿地は、多様な水鳥や植物が生息しており、生物の多様性の宝庫でもあります。本町にあっては、コハクチョウをはじめ水鳥にとって、欠かせない安らぎの場所であり、町民、そして観光客の憩いの場としても、地域の誇りの場所として、今位置付けられていると思っております。

### 町の資源としてのクッチャロ湖を体感する SUP を使った授業

先ほどの事例の中で鹿島市さんのお話がありましたけれども、湿地教育としての出前授業や干潟における授業について、生き物たちの暮らし、人間と湿地の関わりを現地で直接湿地の上に立って、見て触れる体験学習をする環境教育プログラムが、非常に興味深い取り組みだと感じました。

本町では、コハクチョウの飛来時期におけるクッチャロ湖を、「水鳥優先」期間として湖の外から見るということになっております。そしてコハクチョウが飛び立った 6月から 9月ぐらいにかけて、今度は「人間が湖に触れられる」期間として捉えております。

町民にも身近な湖として、今は小学校・中学校の授業で SUP（スタンドアップパドルボード）をしています。以前は、汚れていてなかなか入りづらいというイメージがあったのですが、今は、そういう授業を通じて、湖を通じた町の資源をしっかりと体感しながら、町を訪れる人たちにそれを PR できるような状況に、今なってきています。休日にも SUP を自主的に利用しながら、展開しているところで、この湖を中心とした更なる取り組みをしていきたいなど、考えているところです。

## 大学との連携が子どもたちの刺激となる「浜頓別町ジュニアガイドアカデミー」

また、事例の4番目にありました豊岡市の大学と湿地との関わりについてです。高等教育との連携によって、湿地の魅力、利用方法の可能性を飛躍的に上げることができることを、勉強させていただきました。

本町でも、北海道の酪農学園大学の学生と地域の子どもたちが触れ合う授業をしており、地域の小学校4年生から6年生の15名が、いわゆる観光資源の体験学びを通じて見聞を広めて、郷土に誇りを持って町の良さを広くPRできる人材を育成することを目的に、「浜頓別町ジュニアガイドアカデミー」として展開しております。これは、クッチャロ湖畔でキャンプをしたり、大学を訪問して水質の分析機器を使ってデータ分析したりする「酪農学園大学体験入学」を夏と秋に実施するなどしています。高等教育機関がない浜頓別町にとって、この連携というのが子どもたちにとっても刺激を与えているという状況です。

この取組みは16年続いておりまして、第1期生は今、地元に戻ってまた頑張っているという、その循環型の教育ができている、と考えているところです。こういう取組みを今後も引き続き実施していきたいと考えています。

浜頓別町民、中でもこれから未来を担う子どもたちは、仮に地元を離れたとしても、地域の魅力をしっかりと第三者に伝えられる、そういう子どもたちとしてしっかり地域で育てていきたいと考えているところです。今日のこの学習・交流会を通して、皆様の湿地に対する思いはみな同じだと感じましたし、さらに湿地に対する思いを深めながら、今後の取組みを進めていきたいと改めて思い直しました。そのような場となったこと、心から感謝申し上げたいと思います。ありがとうございました。(拍手)

田開：ありがとうございました。この大学との連携による湿地の活用や湿地教育については、市町村によっては大学があったり・なかったり、そういったまちづくりの在り方そのものが違う中で、様々な知恵工夫をして、いかに大学生や専門的な関心を持った若い人を集めるかといった、様々な取組みができるのだらうと思います。

それでは、最後に指名させていただいている習志野市長の宮本泰介さん、よろしく願いいたします。

### 3) 習志野市長 宮本泰介

こんにちは。千葉県習志野市長の宮本泰介と申します。前回の市町村長研修会は欠席しましたが、4回目の出席です。

#### 四方をコンクリートに囲まれ住宅地の中にある谷津干潟

習志野市は、千葉県の市町村の中で4番目に小さな21㎢という面積、その中に17万5,000人が住んでいます。人口密度は県内で3番目に高い1㎢あたり約8,300人、ほぼ全域が可住地域で、都市計画区域も100%、いわゆる人口密集地であります。

市内には、1993年に日本国内で7番目、干潟としては初めてラムサール条約に登録され



た「谷津干潟」がありまして、今年で条約登録 32 年目になります。

この干潟、おそらく世界でも珍しいのではないかと思うのですが、四方がコンクリートに囲まれております。もともとは大きな干潟だったのですが、周囲の東京湾が埋め立てられていく中で、旧大蔵省の国有塩田がその場所にあったこと、また、埋め立ての住民運動などもあり、最終的に残ったところが現在の谷津干潟という特殊な環境です。

2013 年に那覇で行われた市町村長研修会に初めて出席した時や、今日の皆さんの発表でも感じたのですが、習

志野市の場合は他のところと比べて、干潟の中にしか自然がなくて、なかなか活用したイベントというものを行わずらく、また、教育の題材にもしづらいといった環境です。

このような習志野市が、何の役目を果たせるのだろうかと考えたことがあったのですが、その時に、まさに今日の基調提案をされた笹川先生から、「これからはとにかく管理が大変になるよ」という話を伺い、何人かの方からも、習志野市は住居のど真ん中にそういう自然があって、人が管理できるところだからいいよね、というようなことを言われました。

まさに今、人口減少の中でいろいろな自治体が、予算面も含めて非常に管理に苦心されている一方で、今日の事例報告や紹介を見て、いろいろと感じたところです。

### 「谷津干潟の日」を作り、環境基本条例の中に明記、イベントも毎年開催

習志野市が、7 番目というまだまだ日本では最初の方でラムサール条約に登録された頃に、環境基本条例を作る波というものが全国的にありました。本市においても 1999 年に基本条例を制定しましたが、干潟という資源の活用も含めて、この基本条例の中で、ラムサール条約に登録された 6 月 10 日を、「谷津干潟の日」にしようと決めました。これは、市の条例の中に唯一定められた記念日であります。

その条例の中に、谷津干潟の日にふさわしい事業を行うと明記しました。そのことが、起点になって、本市では毎年 6 月 10 日前後に必ず谷津干潟の日のイベントを行っています。一時少し下火になった時もありましたが、最近は多様性の時代という背景の中で、生物多様性の源泉である谷津干潟をしっかりと定着させようということで、改めて、市主催の式典という形で、市議会議員全員に声をかけ、またあらゆる来賓を呼んで、厳かに開催するというところを実行しました。

今の時代、参加者は全てインフルエンサーの一人であって、特に来賓の皆さんはその傾向が強い方が多いので私たちがそのことも認識して多くにご案内するということが、かえって予算の獲得などの大きなムーブメントにつながるということも含めて、重要です。

## 谷津干潟の中に入る保全のイベント開催

本市のように住宅街の中にある干潟だと、少し前は新型インフルエンザ、最近だと新型コロナウイルス、さらには鳥インフルエンザ、これらの病原を渡り鳥が運んできているのではないかという不安や、最近の猛暑では、干潟に繁茂したアオサが一斉に腐って、とんでもない悪臭を放つという現象も生じており、そういった住環境という部分での不安の声も少なからずあります。

その改善は笹川先生の講演にもあった「イベント」ということになります。ガタリンピックには、劣ってしまうのですが、普段は自由に立ち入りできない管理区域に入る「谷津干潟をキレイにしよう！」などいろいろな形でイベントを行う中で、大々的に周知してたくさんの人に集まってもらい、少しでもこの干潟の有用性というものをアピールしています。

谷津干潟が、習志野市の中で常に中心に位置づけられていることも、ラムサール条約登録湿地を保全していくということのヒントになるのではないかと考えております。

皆さんの事例紹介を聞いて、改めて仕掛けというのは大切であるということと、これから人口減少がどんどん進む中では、きちんと手入れをしていかないといけないと思いました。そして、それを全国的にいつまでも自治体で担っていくというのは、財政の面から相当厳しいということはお伝えしたいです。都市部に位置する習志野市は、もしかしたら潤沢に見えるかもしれませんが、逆にやるべきこともたくさんある中で、環境の分野を優先的に予算配分することは非常に厳しい状況です。

ぜひ、国の皆さんに支援していただければと思います。以上です。ありがとうございました。(拍手)

田開：宮本さん、どうもありがとうございました。宮本さんの発言の中で、「インフルエンサー」という言葉が非常に印象的でした。まさにラムサール条約を上手く使いこなす自治体首長・職員のあり方というふうにも受け止めました。

## 9. まとめ

コーディネーター 田開寛太郎

それでは時間が参りましたので、まとめの時間に移ります。僭越ながら私の方で3点、本日の成果をお話させていただければと思います。

### 今回の事例報告や提案をこれからのまちづくりに活用

はじめに、1つ目です。本日は、湿地教育に関する多くの事例報告、それに対する様々なご意見がありました。おそらく皆さんも大変お疲れのことと思います。もっと言うと、もうお腹も空いて、喉も乾いて、すぐに懇親会へ行きたいという方も多いのではないのでしょうか。そういう意味では、今日一日、頭をたくさん使って、疲れたと感じていること自体が、何よりも成果ではないかと思えます。今回得られた内容は、短い時間の中ですぐ

に整理するのは難しい部分もあるかと思いますが、ぜひこれからのまちづくりの取組みの中で生かしていただければ幸いです。

### ネットワークを上手に回すのは人が大事で担う人がカギ

次に、2つ目です。個人的な、今日の関心にもかなり振られる話になってしましますが、「ネットワーク」というキーワードを出させていただきたいと思います。ネットワークというと、もちろんその機能であって、その機能をうまく回すには「人」が大事だということとは当然です。誰がそれを担うのかということ、少し考えてみたいと思います。

### 水を取り巻く文化から祭り・フェスティバルが生まれ、地域内外の人々が参加

その内容に入る前に、今回の基調講演の中で、笹川さんから「フェスティバル」を提案するというお話があり、個人的にも大変印象に残りました。もともと水に関わるお祭りは、何かを生み出す、ありがたい恩恵を受ける対象として水に感謝し、様々な信仰が生まれてきたものだと思います。一方で、厳しい自然を鎮める対象として、水を納めるような祭りもあるかと思っています。それは、まさに地域の、そこに暮らす人々の生活と深く結びつき、そこでの暮らしをより豊かにするために信仰が生まれて、さらに水や水を取り巻く様々な文化が生まれてきたのだらうというふうに思います。

今回、笹川さんからは「フェスティバル」という言葉で、少し現代的で、非常にワクワクするような表現として示されました。ラムサール条約登録湿地を取り巻く様々な地域では、こうしたフェスティバルが、必ずしも地域に住む人々だけでなく、地域内外から訪れる人々も参加する形で行われているのが一般的ではないかと思っています。その意味で、ラムサール条約をこれからどのように生かしていくかを考えるとき、そこに関わる様々な取組みや営みには、大きな可能性が秘められているのではないかと感じました。

### 誰にとっての、誰のためのフェスティバルなのかを考えることも重要

もう1つ付け加えると、笹川さんの配布資料の中でも、このフェスティバルについての指摘が18ページに書いてあります。私も帰ってからしっかりと読み込みたいと思いますが、皆さんにもぜひ読んでいただきたいと思います。

繰り返しになりますが、フェスティバルが、「誰にとって、誰のためのお祭りなのか」という視点は、改めて考える必要があるのではないかと思います。例えば、谷津干潟の日のフェスティバルは実行委員会方式で、毎年、地域の方々を公募し、その方々が中心となって祭りを運営していると伺っています。これはすごくいい仕組みだと思っていて、おそらく多くの自治体では、ラムサール条約湿地制定の日や世界湿地の日に合わせて、様々な普及啓発の取組みが行われていると思います。皆さんの自治体でも、そうした祭りやイベントの実行・運営を担う人材の募集や参加の仕組みについて、それぞれ工夫されているのではないかなと推察します。

個人的には、そこで重要になるのが2つ目の視点である「ネットワーク」、あるいはそれを担う人の存在ではないかと感じています。誰で、何のために関わるのか。もちろん地域のためという側面はありますが、こうしたフェスティバルの取組みは、教育・普及・啓発といった観点から、今後の「ラムサール条約を生かした市町村づくり」を進めていくう

えでの重要な柱になっていくのではないかと、という実感を持っています。

### 湿地教育を考える上で欠かせないユース

最後に、3つ目です。最初にキーワードを挙げると「ユース」は、湿地教育を考える上で、これは欠かせない要素だと思いました。繰り返しになりますが、やはり教育とは人格の完成を目指す営みであると考え、フォーマル・エデュケーションの小中学校もしくは高校、もっと言うと大学、専門学校、ある種の公的なカリキュラムのもとで行われる学びだけでは、なかなか十分とは言えない部分もあるのではないかと思います。

実際に、昨年度実施したアンケートでは、高校生と大学生との連携が非常に限定的であるということがわかりました。もちろん調査方法の問題もあるかもしれませんが、小中学校における湿地教育の取組みと比べると、全国的にはまだ緒に就いたばかりの段階なのではないかと思っています。

そのため、系統立てて連続性のある学び、すなわち湿地を取り巻く「人づくり」という観点から考えると、高校や大学、専門大学、専門学校だけでなく、もっと言うと就職後も、社会教育やインフォーマル・エデュケーションのような形で自由に参加できる、誰にでも開かれた学びの場を整えていくことが、非常に重要ではないかと思っています。

今回あえて「ユース」というキーワードを挙げたのは、COP14でもユースに関する決議が採択され、さらに今回のCOP15でも「ユースのエンパワーメント」が重要なテーマとして示されているためです。まさにユースは地域のこれからを担う大事な宝であり、そのことは私が言うまでもなく、多くの市区町村における取組みからも示されているのではないかと思います。

### 地域内外から幅広い年代・立場の人々が関わる、

#### ラムサール条約を活用した人づくり・地域づくりを

このラムサール条約といった仕組みをうまく使いこなすことで、地域内外から幅広い年代・立場の人が関わる人々が関わる、人づくり・地域づくりのあり方も見えてくるのではないのでしょうか。これは、本日様々な発表を受けて実感したことであり、今後に向けたワクワクするような大きな可能性を私自身も感じています。

以上、とりとめもないまとめになってしまいましたが、この「湿地教育」というテーマのもと、3年間にわたり皆様と一緒に多くの事例を学び合い、そこから新しい何かを生み出そうとしてきたこの学習・交流会の場は、湿地を取り巻く教育の実践であり、共に育ち合い、学び合う場でもあったのではないかと思います。私自身も、この場を通して本当に多くの学びを得ることができました。

以上、少し個人的な感想になってしまいましたが、3年間にわたり本当にありがとうございました。本日はお疲れさまでした。(拍手)

佐々木：ありがとうございました。ここまでコーディネーターいただきました、田開先生へ皆様の大きな拍手をいただければ幸いです。(拍手)

ありがとうございました。閉会の挨拶を関係市町村会議の副会長市である、栃木市長の大川秀子様よりお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

## 10. 閉会挨拶

栃木市長 大川秀子

皆様、長時間にわたり大変お疲れ様でした。日常の生活では、首長の皆様がじっと座ってお話に聞き入る時間は少ないと思うのですが、こんなに長時間じっとして学習されたのは久しぶりなのではないかなと思っています。前回の市町村長会議の開催地であります、栃木市の大川と申します。その節には全国からお出でをいただきまして、誠にありがとうございました。

今回は、釧路市で開催をしていただきました。鶴間市長をはじめ、多くの関係者の皆様に心から感謝を申し上げます。また、ただいまの学習・交流会におきまして、素晴らしいコーディネーターを務めてくださいました田開様、本当にありがとうございました。さらに、環境省からは川越野生生物課長にお出でをいただきました。現在、熊の出没で大変ご苦労されていると伺っております。また、先ほどの小山市の浅野市長の発表がありましたけれども、渡良瀬遊水地には今 1,000 頭以上のイノシシが生息をしております、希少植物を掘られてしまうという被害が出ております。これを何とかしなければということで、環境省、国交省、農水省へ現在、要望しているところであります。

そして、基調提案をいただきました笹川様の言葉の中に「水は命を生み、水は命を育てる」というお話がありまして、非常に印象深く、心に残りました。また、事例報告の中では、各首長によります、素晴らしい湿地教育の事例発表をいただいたところでございます。ラムサール条約に登録されていることで、こういった特色ある環境教育ができていっているのではなかろうかと思ひ、大変中身の濃い学習・交流会であったと思っております。

異常気象、また社会の変化の中で、この湿地を保全していくということが危ぶまれている状況であります。今お話にありましたネットワークをしっかりと繋ぎながら今後の湿地の保全や賢明な利活用、そして教育のさらなる発展に、今後繋がっていければ大変ありがたいと思っております。今後の皆様の活躍をお祈り申し上げまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。大変お疲れ様でした。ありがとうございました。(拍手)



佐々木：大川市長ありがとうございました。本日の学習・交流会での提案や事例紹介などが、各会員市区町村の活動の参考となり、ますます湿地教育が進み、人材育成や地域づくりに繋がっていくことを強く願っております。本当に、本日は長時間ありがとうございました。(拍手)



## 地域を支える湿地教育（その3）

ラムサール条約登録湿地関係市町村会議  
第16回学習・交流事業（市区町村長研修会）の記録

2026年3月

発行者：ラムサール条約登録湿地関係市町村会議

会長 鶴間秀典（釧路市長）

〒085-8505 北海道釧路市黒金町7丁目5番地

釧路市市民環境部環境保全課自然保護係

TEL：0154-31-4594 FAX：0154-23-4651

編集：特定非営利活動法人日本国際湿地保全連合

〒103-0011 東京都中央区日本橋大伝馬町17-1 城野ビルⅡ 2階

TEL：03-5614-2150 FAX：03-6806-4187

印刷製本：石川特殊特急印刷株式会社

発行所：特定非営利活動法人日本国際湿地保全連合

ISBN：978-4-9908205-3-4